

「第4次しばた男女共同参画推進プラン」2020実施計画調査票

○:事業実施 △:一部実施 ×:未実施 ■:廃止

基本目標1 男女共同参画社会の形成に向けた意識づくり

重点目標(1)あらゆる機会における男女平等の意識づくり

施策の方向 ①男女共同参画社会の実現に向けた広報と啓発活動の推進

No.	女 活	事業名	第4次プラン事業内容	2019年度 事業計画	2019年度 事業実績	2019年度事業の成果と課題	事業 実施	2020年度 事業計画	担当課
1	女 活	フェスティバル	・男女共同参画の視点を入れたテーマで講演会を開催し、男女共同参画の推進について広く啓発する ・毎年、男女共同参画の問題を提起するワークショップやパネル展示等を行い、女と男のよりよいパートナーシップについて考える場を設ける	・あらゆる人権啓発を目的とした「2019しばた人権フェスティバル」を開催する。 ・男女共同参画推進団体懇談会事業を人権フェスティバル内に開催する。 ・男女共同参画推進団体懇談会の加盟団体に、人権フェスティバル内でパネル展示を依頼し、男女共同参画に係る活動を市民に知ってもらう。	■2019しばた人権フェスティバル ・日時:12月12日 来場者総数500人 ・講演会:「『寝た子』はネットで起こされる!?～ネット社会部落差別の現実」講師:川口泰司 ・男女共同参画推進団体懇談会主催講演会 参加者41名 「農業女子の挑戦やりたいことを諦めない～女性が輝ける職場～」 ・パネル展示(団体活動紹介等) など	【成果・効果内容】 多数の市民等の参加があり、男女共同参画の意識啓発をすることができた。懇談会主催講演会では、農業経営についての講演だけでなく、女性の視点が重要であることや女性が活躍しやすい環境づくりに向けてワークライフバランスや女性活躍が企業にとっても有効なことであることを啓発することができた。 【課題】 「男女共同参画」について理解してもらうため、幅広い年代や性別を問わず関心を持ってもらえるような啓発活動が必要である。	○	・あらゆる人権啓発を目的とした「2020しばた人権フェスティバル」を開催する。 ・男女共同参画推進団体懇談会事業を人権フェスティバル内に開催する。 ・男女共同参画推進団体懇談会の加盟団体に、人権フェスティバル内でパネル展示を依頼し、男女共同参画に係る活動を市民に知ってもらう。	人権啓発課
2	女 活	男女共生市民講座	・男女共同参画推進団体懇談会と共催し、身近なテーマにそって講座を開催し、各地区公民館等と連携しながら男女共同参画社会についての啓発を行う	・男女共同参画推進団体懇談会と共催し、身近なテーマにそって講座を開催し、男女共同参画社会についての啓発を行う。 ・新潟県女性財団に事業協力を求め、性別による固定的な役割分担意識を解消するための講座を設ける。	■男女共生市民講座 ・「これだけは知っておきたい!ハラスメント講座7/19(金)参加者68人(新潟県女性財団「地域セミナー」共催) ・「災害にそなえよう 女性・男性の視点を生かした避難所採井 9/1(日)参加者38人 ・親子で楽しくクッキング教室 9/28(土)参加者8人 ・「キャリア教育セミナー」 11/22(金)参加者170人 ・「いのちの授業～自分を大切にできる大人になろう～」12/7(土)参加者36人 ■ワーク・ライフ・バランス推進事業 ・明日からでも実践できる働き方改革セミナー 第1部講演会「ワーク・ライフバランスと働き方改革」 第2部説明会「職場環境を改善することで、活用できる助成金」 第3部情報交換会	【成果・効果内容】 多数の市民等の参加があり、男女共同参画の意識啓発をすることができた。 【課題】 情報の収集を行い、より関心の高い課題の把握や市民が参加しやすくかつ興味を持てる講座を中央公民館等と連携しながら開催していく。	○	・男女共同参画推進団体懇談会と共催し、身近なテーマにそって講座を開催し、男女共同参画社会についての啓発を行う。 ・新潟県女性財団に事業協力を求め、性別による固定的な役割分担意識を解消するための講座を設ける。	人権啓発課
					・実施なし	【成果・効果内容】 なし 【課題】 生涯学習を通して、男女ともに多様な生き方を選択できる力を習得し、固定的な性別役割分担を是正できるよう、地域性、年代等をくみ取り、人権啓発課と連携し、講座内容に反映していく必要がある。	×	・実施予定なし	各地区公民館
3	女 活	広報、市ホームページ等による啓発	・事業へのPR、男女共同参画についてのコラムなどを掲載する ・アンケートやプランをホームページにのせる ・ラジオや市ホームページなど多数な媒体を活用し、情報提供、意識啓発を行う	・男女共同参画週間及び2019フェスティバル開催前にFMラジオ(エフエム情報ランド)に出演し、PRする。 ・「広報しばた」に男女共同参画に関するコラムを掲載する。 ・第3次しばた男女共同参画推進プランの事業実績等をホームページにのせる。	・男女共同参画週間に併せFMしばた(エフエム情報ランド)に出演し男女共同参画について啓発を行った。(6月12日) ・「第3次しばた男女共同参画推進プラン」の事業実績等をホームページに掲載した。 ・「広報しばた12月16日号」に男女共同参画に関するコラムを掲載した。(ジェンダー平等)	【成果・効果内容】 広報、FMラジオ当で男女共同参画について知識や情報を提供した。 【課題】 広報誌の記事の内容充実やホームページなどを利用した情報提供を行っていく必要がある。	○	・広報しばたやFMラジオなどの広報媒体を通じて男女共同参画についての啓発をする。 ・男女共同参画週間及び2020フェスティバル開催前にFMラジオ(エフエム情報ランド)に出演 ・「広報しばた」に男女共同参画に関するコラムを掲載 ・第4次しばた男女共同参画推進プランの事業実績等をホームページに掲載	人権啓発課

施策の方向 ②各種団体と連携した広報・啓発活動の推進

No.	女 活	事業名	第4次プラン事業内容	2019年度 事業計画	2019年度 事業実績	2019年度事業の成果と課題	事業 実施	2020年度 事業計画	担当課
4		各種団体との連携による広報・啓発	・男女共同参画推進団体懇談会や各種団体・企業・事業者団体と連携し、広報・啓発を推進する	・新発田市男女共同参画推進団体懇談会や新発田女性会議その他の市内女性団体等と連携し、男女共同参画の啓発を推進する。	・企業向け研修会(9月開催)で男女共同参画に関するリーフレットを配布し、啓発を行った。 ・市内6高校の新1年生に男女共同参画に関するリーフレットを配布、啓発を行った。 ・新発田市・胎内市・聖籠町定住自立圏事業男女共同参画推進事業を開催した 映画上映会「彼らが本気で編むときは、」 ミニ講演会 6/30(日) 107人	【成果・効果内容】 団体等と連携し、広報・啓発活動を通じて男女共同参画への意識啓発を図った。 【課題】 新発田女性会議その他の市内女性団体等と連携し、一層の男女共同参画の啓発を推進していく必要がある。	○	・新発田市男女共同参画推進団体懇談会や新発田女性会議その他の市内女性団体等と連携し、男女共同参画の啓発を推進する。	人権啓発課

重点目標(2)あらゆる場における男女平等意識の浸透

施策の方向 ①家庭内における男女平等意識の浸透

No.	女 活	事業名	第4次プラン事業内容	2019年度 事業計画	2019年度 事業実績	2019年度事業の成果と課題	事業 実施	2020年度 事業計画	担当課
5		保護者への男女平等教育の啓発	・PTA、保護者会、家庭教育学級などの学習機会を通じて、保護者に対して男女平等について広く普及啓発を行う	・実施予定なし	・部落解放関東女性集會に、保育園の副園長を参加させ、男女平等教育等について意識向上を図った。 ・PTA、保護者会、家庭教育学級などの学習機会を通じて、保護者に対して男女平等について広く普及啓発を行う	【成果・効果内容】 職員研修の一環として実施し、男女平等教育等の意識向上を高めることができた。 【課題】 関係機関との連携を密にして一層の参加者増、普及啓発を図っていく必要がある。 【成果・効果内容】 保護者に対する男女共同参画についての意識の啓発を図ることができた。 【課題】 参加者が限られていることから、より多くの保護者にリーフレットの配布を進める必要がある。	○	・部落解放関東女性集會に、保育園の園長・副園長を参加させ、男女平等教育等について意識向上を図る。 ・PTA講座において、人権啓発課と協力し男女共同参画に関するリーフレットを配布し、意識の啓発を図っていく。	こども課 学校教育課
				・実施予定なし	・実施なし	【成果・効果内容】 なし 【課題】 講座、教室など学習機会を通じて、普及啓発を図っていく必要がある。	×	・PTAや保護者会が主催する講演会等において、人権啓発課と協力し男女共同参画に関するリーフレットを配布し、意識の啓発を図っていく。	生涯学習課

「第4次しばた男女共同参画推進プラン」2020実施計画調査票

○:事業実施 △:一部実施 ×:未実施 ■:廃止

No.	女 活	事業名	第4次プラン事業内容	2019年度 事業計画	2019年度 事業実績	2019年度事業の成果と課題	事業 実施	2020年度 事業計画	担当課
5		保護者への男女平等教育の啓発	・PTA、保護者会、家庭教育学級などの学習機会を通じて、保護者に対して男女平等について広く普及啓発を行う	・PTA講座において、男女共同参画に関するリーフレットを配布し、意識の啓発を図っていく。	・学校教育課主催のPTA講座において、男女共同参画に関するリーフレットを配布し、啓発を図った。	【成果・効果内容】 保護者に対する男女共同参画についての意識の啓発を図ることができた。 【課題】 参加者が限られていることから、より多くの保護者にリーフレットの配布を進める必要がある。	○	・PTA講座において、男女共同参画に関するリーフレットを配布し、意識の啓発を図っていく。	人権啓発課

施策の方向 ②学校等における男女平等教育の深化

No.	女 活	事業名	第4次プラン事業内容	2019年度 事業計画	2019年度 事業実績	2019年度事業の成果と課題	事業 実施	2020年度 事業計画	担当課
6		保育士、教職員への男女平等教育の啓発	・保育士、教職員への、職員啓発の一環として男女平等教育への必要性を啓発していく	・階層別の同和問題研修において、園長・副園長を対象に人権問題研修を行い、男女共同参画も含め人権意識の向上を図る。 ・部落解放第63回関東女性集會に、保育園の園長・副園長を参加させ、男女平等教育等について意識づくりを図る。	・園長、副園長を対象とした同和問題研修を実施し人権意識の向上を図った（園長・副園長受講者人数19人） ・部落解放第64回関東女性集會に、保育園の副園長を参加させ男女平等教育等について意識づくりを図った。（参加者数3人）	【成果・効果内容】 研修等に参加することで、人権意識の向上が図られ、職員間での人権問題等に関する教育の指導方法の情報共有が行われた。 【課題】 引き続き研修等へ積極的に参加し、男女平等教育等についての意識向上を図っていく必要がある。	○	・階層別の同和問題研修において、園長・副園長を対象に人権問題研修を行い、男女共同参画も含め人権意識の向上を図る。 ・部落解放関東女性集會に、保育園の園長・副園長を参加させ、男女平等教育等について意識づくりを図る。	人事課
				・男女共生市民講座等に職員研修の一環として参加させ、意識の啓発を図っていく。 ・新採用職員には、階層別研修で人権問題研修を実施する。 ・部落解放関東女性集會に、保育園の園長・副園長を参加させ、男女平等教育等について意識向上を図る。	・男女共生市民講座等に職員研修の一環として参加し、意識の啓発を図った。	【成果・効果内容】 職員研修の一環として実施し、男女共同参画意識を高めることができた。 【課題】 関係機関との連携を密にして一層の参加者増、普及啓発を図っていくことが必要である。	○	・男女共生市民講座等に職員研修の一環として参加させ、意識の啓発を図っていく。 ・新採用職員には、階層別研修で人権問題研修を実施する。	こども課
				・実施予定なし	・保育士、教職員に対し、男女共生市民講座や人権フェスティバルなどについて周知を行った。	【成果・効果内容】 市の講座利用について、呼びかけを行ったが、参加者が少なかった。 【課題】 市の講座利用について、多様な周知・広報を行っていく必要がある。	○	・保育士、教職員への、職員啓発の一環として男女平等教育への必要性を啓発していく。	学校教育課
				・男女共生市民講座等に職員研修の一環として参加させ、意識の啓発を図っていく。	7月19日開催の男女共生市民講座（ハラスメント講座）を職員研修の一環として行い、意識の啓発を図った。（参加者34名）	【成果・効果内容】 職員に対する男女共同参画についての意識啓発を図ることができた。 【課題】 男女共同参画に対する取り組みの推進について、引き続き職員意識の醸成を図っていくことが重要と考える。	○	・男女共生市民講座等に職員研修の一環として参加させ、意識の啓発を図っていく。	人権啓発課
7		学校運営における男女平等の推進	・校務分掌や研究会等において、性別による固定的な役割分担とならないよう男女平等を推進する	・校務分掌や研究会等において性別による固定的な役割分担とならないよう、校長会等を通じて徹底する。	・校務分掌や研究会等における役割の分担について男女平等となるよう指導し推し進めた。教務・研究・生徒指導の各主任の女性の割合は40.7%であった。 ・学校評議員の女性比率を高め女性の視点からの意見が反映されるようにした。女性の学校評議員は69名(41.1%)となり、前年度を約1%上回った。	【成果・効果内容】 校務分掌等の役割分担については、管理職が丁寧なヒヤリングを行い、本人の希望や年齢構成等を基に決定することができた。 【課題】 校務分掌も学校評議員も年々女性の割合が増えているが、まだ男性の方が割合が高いので同程度を目指す必要がある。	○	・校務分掌や研究会等において性別による固定的な役割分担とならないよう、校長会等を通じて徹底する。	学校教育課
8		教育課程における男女平等の推進	・教育課程において男女平等教育を位置付ける研究を推進する ・道徳にける「公正・公平」、「友情・信頼」等の学習内容で男女平等の視点による指導を行う ・男女平等教育の副読本・パンフレットの活用を図る ・性別に捉われない進路指導を実施する	・教育課程において男女平等教育を位置付け、推進する。 ・男女平等教育の視点による教科書・教材等の見直しを図る。 ・性別に捉われない進路指導を実施する。	・人権教育、同和教育の中で、副徳本『生きる』を活用し、各校で指導している。また、中学校社会科公民分野では、平等権の獲得や労働環境条件等の中で、男女平等を指導している。 ・普通科に限らず、商業、工業、農業、理数科等すべて男女平等に進路指導を行った。	【成果・効果内容】 各校では指導計画に基づき、人権教育、同和教育、道徳、社会科等を着実に指導し、児童生徒の意識を高めることができた。 【課題】 教員が社会の変化に対応するための研修をしていく必要がある。	○	・教育課程において男女平等教育を位置付け、推進する。 ・男女平等教育の視点による教科書・教材等の見直しを図る。 ・性別に捉われない進路指導を実施する。	学校教育課

施策の方向 ③企業・民間団体等への啓発活動の推進【女性活躍推進推進計画】

No.	女 活	事業名	第4次プラン事業内容	2019年度 事業計画	2019年度 事業実績	2019年度事業の成果と課題	事業 実施	2020年度 事業計画	担当課
9	女 活	企業・団体等における意識啓発	・企業・団体等に対し、セミナー、広報紙による周知・啓発を図る ・雇用主や事業主に対して男女平等意識を共有するための研修会の実施を促す	・企業や事業主に対し、企業内研修の開催や市の出前講座利用について、市ホームページや関係機関を通して呼び掛ける。	・企業団体に対し、ワークライフバランスセミナーなどの講座について周知を行った。	【成果・効果内容】 市の講座利用について、呼びかけを行ったが、参加者が少なかった。 【課題】 多くの企業等に企業内研修の開催や市の講座利用について、多様な周知・広報を行っていく必要がある。	○	・企業や事業主に対し、企業内研修の開催や市の講座利用について、市ホームページや関係機関を通して呼び掛ける。	商工振興課
				・商工会議所、商工会、ハローワーク等に対し、男女共生市民講座やワーク・ライフバランスセミナーについて周知し、参加を呼びかけた。 ・市ホームページでワークライフバランスへの取組を支援する制度やサイトを紹介する項目を掲載した。	【成果・効果内容】 市の講座利用について、呼びかけを行い、参加者が昨年度より多くの企業の参加があり、啓発を図ることができた。 【課題】 多くの企業等に市の講座利用について、事業のさらなる周知・啓発を行っていく必要がある。	○	・企業や事業主に対し、企業内研修の開催や男女共生市民講座の利用について、市ホームページや関係機関を通して呼び掛ける。	人権啓発課	

施策の方向 ④地域社会における男女平等意識の浸透

No.	女 活	事業名	第4次プラン事業内容	2019年度 事業計画	2019年度 事業実績	2019年度事業の成果と課題	事業 実施	2020年度 事業計画	担当課
10		地域における男女共同参画に関する啓発	・地域で公民館高齢者学級等において男女共同参画において普及及び啓発を行う	・実施予定なし	・実施なし	【成果・効果内容】 なし 【課題】 生涯学習を通して、男女ともに多様な生き方を選択できる力を習得し、固定的な性別役割分担を是正できるよう、地域性、年代等をくみ取り、人権啓発課と連携し、講座内容に反映していく必要がある。	×	・実施予定なし	各地区公民館
				・高齢者大学の参加者に対して、男女共生市民講座の参加について呼びかけを行う。	・男女共同参画の男女共生市民講座の参加を依頼したが、参加がなかった。	【成果・効果内容】 特になし 【課題】 参加しやすい講座づくりを進める必要がある。	△	・高齢者大学の参加者に対して、男女共生市民講座の参加について呼びかけを行う。	人権啓発課

「第4次しばた男女共同参画推進プラン」2020実施計画調査票

○:事業実施 △:一部実施 ×:未実施 ■:廃止

No.	女 活	事業名	第4次プラン事業内容	2019年度 事業計画	2019年度 事業実績	2019年度事業の成果と課題	事業 実施	2020年度 事業計画	担当課
11		地域への啓発	・地域住民を対象に広報誌や出前講座等による男女共同参画についての理解の促進を図る	・地域住民に対し、男女共同参画啓発リフレット等を配布し、男女共同参画についての理解の促進を図る。	・出前講座の開催依頼がなかった。 ・市内6高校の新1年生に男女共同参画に関するリーフレットを配布、啓発を行った。	【成果・効果内容】 広報等を通じて男女共同参画への意識啓発を図った。 【課題】 出前講座の実施講座を増やす工夫が必要。地域に向けた、継続的な広報と啓発活動が必要がある。	○	・地域住民に対し、男女共同参画啓発リフレット等を配布し、男女共同参画についての理解の促進を図る。	人権啓発課

重点目標(3)男女平等の視点に立った社会制度・慣行の見直し

施策の方向 ①男女平等意識の調査と実態把握

No.	女 活	事業名	第4次プラン事業内容	2019年度 事業計画	2019年度 事業実績	2019年度事業の成果と課題	事業 実施	2020年度 事業計画	担当課
12		実態把握	・「男女共生市民講座」や「男性向け男女共同参画セミナー」の際に行うアンケートの中で「男女共同参画という言葉を知っていますか」「男は仕事、女は家庭を守るべきだ」という考え方についてどう思いますか」という設問を継続して盛り込み、実態を把握する	・「男女共生市民講座」等のアンケートに「男女共同参画という言葉を知っていますか」「男は仕事、女は家庭という考え方をどう思いますか」という設問を項目を入れ、性別役割分担意識の実態を把握する。	・男女共生市民講座等の際に行うアンケートの中で男女平等意識の調査と実態を把握した。 ・「男女共同参画という言葉を知っていますか」に「内容まで知っている」と回答した人の割合：令和元年度46.8%（平成30年度52.4%、29年度55.6%） ・「男は仕事、女は家庭とうい考え方をどう思いますか」に「反対」「どちらからという反対」と回答した人の割合：令和元年度79%（平成30年度69.4%、平成29年度68.7%）	【成果・効果内容】 アンケートを実施し、男女平等意識の調査と実態把握ができた。 【課題】 引き続き、アンケート調査を行い、実態把握をする必要がある。	○	・「男女共生市民講座」等のアンケートに「男女共同参画という言葉を知っていますか」「男は仕事、女は家庭という考え方をどう思いますか」という設問を項目を入れ、性別役割分担意識の実態を把握する。	人権啓発課

施策の方向 ②情報収集と課題の整理及び情報提供

No.	女 活	事業名	第4次プラン事業内容	2019年度 事業計画	2019年度 事業実績	2019年度事業の成果と課題	事業 実施	2020年度 事業計画	担当課
13		男女共同参画に関する情報収集・情報提供	・国や県の最新情報を収集し、課題を整理し、男女共同参画交流ルームやホームページ等で情報提供する	・国や県の最新情報を収集し、課題を整理し、男女共同参画交流ルームやホームページ等で情報提供する ・男女共同参画ルームの図書を充実させ、貸出の促進を図る	・内閣府からのデータ冊子を男女共同参画交流ルームに配置し、関係団体をはじめ、関心のある人が閲覧できるようにした。 ・実態把握で行ったアンケート集計結果の分析や、市役所における女性の登用率（審議会等委員、市職員）をホームページに掲載した。 ・男女共同参画に関する図書を購読し、男女共同参画交流ルームに配置し、貸出できるようにした。	【成果・効果内容】 男女共同参画交流ルームを活用し、国や県から送付のあった情報を設置し、男女共同参画に関する内容の広報や啓発を行った。 【課題】 「男女共同参画」の意味を理解してもらうため、幅広い世代に向けた広報と啓発活動が必要。引き続き、情報提供を行う。	○	・国や県の最新情報を収集し、課題を整理し、男女共同参画交流ルームやホームページ等で情報提供する ・男女共同参画ルームの図書を充実させ、貸出の促進を図る	人権啓発課
			・男女共同参画に関する図書・情報コーナーの設置を目指す、資料等の収集を行う	・駅前複合施設内図書館に男女共同参画に関する図書・情報コーナーの設置をめざし、図書の購入及び資料等の収集を行う。	・男女参画に関する図書・情報コーナーの設置を目指す、図書購入をした。	【成果・効果内容】 図書の収集を行った。 【課題】 引き続き図書購入を行うとともに、貸出の促進に努める。	○	・駅前複合施設内図書館に男女共同参画に関する図書・情報コーナーの設置を目指す、図書の購入及び資料等の収集を行う。	中央図書館

基本目標2 仕事と生活の調和と多様な生き方が選択できる環境づくり

重点目標(1)仕事と家庭の両立支援

施策の方向 ①仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進【女性活躍推進計画】

No.	女 活	事業名	第4次プラン事業内容	2019年度 事業計画	2019年度 事業実績	2019年度事業の成果と課題	事業 実施	2020年度 事業計画	担当課
14	女 活	ハッピー・パートナー企業等の登録促進	・関係機関への呼びかけや企業訪問により、ハッピー・パートナー企業への登録を推進し、男女共同参画の推進を図る ・「子育てサポート企業」の認定制度（「くるみん認定企業」）の周知・登録に向けた周知・啓発を図る ・イクボス宣言の広報・周知を図る	・ハッピー・パートナー企業登録の促進を図るため、「広報しばた」やホームページに記載する。 ・県と協力し、市内事業所を訪問し、ハッピー・パートナー企業への登録を推進する。	・ハッピー・パートナー企業登録の促進のため、「広報しばた」やホームページに記載した。 ・企業向け研修会において、ハッピー・パートナー企業登録等のチラシを配布した。 ・新発田市内の登録企業数 38社 ・市ホームページで子育てサポート企業の認定制度やイクボス宣言等の情報を掲載した	【成果・効果内容】 企業向け研修会等においてチラシを配布し、ハッピー・パートナー企業登録を呼び掛けた。 【課題】 引き続き、ハッピー・パートナー企業への登録の必要性等について理解を深めていくために、企業研修や市ホームページ等を活用して広報に努める必要がある。	○	・ハッピー・パートナー企業登録の促進を図るため、「広報しばた」やホームページに記載する。 ・県と協力し、市内事業所を訪問し、ハッピー・パートナー企業への登録を推進する。	商工振興課 人権啓発課
15	女 活	ワーク・ライフ・バランス推進に向けた広報・啓発	・ワーク・ライフ・バランスの推進について、情報提供や講座などを開催し、意識の啓発を図る。	・身近なテーマにそって講座を開催し、ワーク・ライフ・バランスの推進について啓発する。	■ワークライフバランスセミナーの開催 ・明日からでも実践できる働き方改革セミナー 第1部講演会「ワーク・ライフバランスと働き方改革」 第2部説明会「職場環境を改善することで、活用できる助成金」 第3部情報交換会 2月18日（火） 参加者49人	【成果・効果内容】 セミナー実施後のアンケートから、満足度の高い結果が得られた。ワークライフバランスや女性活躍推進について、理解を深めることにつながった。 【課題】 今後も企業や事業所の経営者等にワーク・ライフ・バランス推進について発信し、多くの参加が得られるよう内容や広報の工夫が必要である。	○	・身近なテーマにそって講座を開催し、ワーク・ライフ・バランスの推進について啓発する。	商工振興課 人権啓発課

施策の方向 ②子育てと介護・生活支援の充実【女性活躍推進計画】

No.	女 活	事業名	第4次プラン事業内容	2019年度 事業計画	2019年度 事業実績	2019年度事業の成果と課題	事業 実施	2020年度 事業計画	担当課
16	女 活	子どもデイサービス事業	・一時的に家庭保育が困難となった1歳以上の未就園児の受け入れを行い、家庭への負担を軽減する	・一時的に家庭保育が困難となった1歳以上の未就園児の保育を実施する。 (私立11園、市立全園、市社会福祉協議会1か所)	・一時的に家庭保育が困難となった1歳以上の未就園児の受け入れを行い、保護者の負担軽減を図った。 (私立11園、市立全園、市社会福祉協議会1か所で実施)  利用者数 847人（延べ人数）	【成果・効果内容】 緊急時の預かり先として機能することで、家庭負担の軽減に寄与していると考えられるが、保育施設等入園の低年齢化が進んでいることから、利用者数自体は減少傾向にある。 【課題】 突発的な利用希望が多いことから、希望に合わせて対応できる人員体制など、十分な受け入れ環境を充実させる必要がある。	○	・一時的に家庭保育が困難となった1歳以上の未就園児の保育を実施する。	こども課
17	女 活	保育園運営事業 私立保育園支援事業	・保育園での障がい児の受け入れを行い、障がい児の健全育成と保護者の子育て負担を軽減する	市立保育園において、介助が必要な園児に対し介助員を配置する。 また、私立保育園の障がい児受け入れに係る経費の補助を行う。	・市立保育園において、介助が必要な園児に対し介助員を配置し、障がい児の健全育成を図った。 市立保育園 介助が必要な園児69人、介助員45人（発達障の気になる子含む） ・障害児等を受け入れている私立保育園等に経費補助対象児童数 16人	【成果・効果内容】 重度障害児、発達遅延等の児童及び発達の気になる子（発達障害が疑われるグレーゾーン児童）に介助員を配置し、障がい児の健全育成と発達支援を行った。 【課題】 必要となる介助員の配置には、人員の確保及び雇用に係る経費の負担軽減が求められている。	○	・市立保育園において、介助が必要な園児に対し介助員を配置する。 ・私立保育園の障がい児受け入れに係る経費の補助を行う。	こども課

「第4次しばた男女共同参画推進プラン」2020実施計画調査票

○:事業実施 △:一部実施 ×:未実施 ■:廃止

No.	性別	事業名	第4次プラン事業内容	2019年度 事業計画	2019年度 事業実績	2019年度事業の成果と課題	事業実施	2020年度 事業計画	担当課
18	女活	児童発達支援センター「ひまわり学園」運営事業	・一人ひとりの子どもの発達に応じ、小集団の中で子どもの持つ可能性を引き出すよう療育を行い、保護者の子育て負担を軽減する	生活場面の自立や集団適応にかかる療育の実施を通じて子どもの育ちを支えるとともに、保護者の子育てに関する悩み相談に応じながら、負担軽減を図る。	・障がいを抱える子どもに対し、保護者の要望を受けながら療育を実施した。 通園児童数17人(途中入園4人あり) (2歳児3人、3歳児4人、4歳児5人、5歳児5人)	【成果・効果内容】 保護者が希望する、生活場面の自立につながる療育や、集団適応にかかる療育の実施により、保護者が抱える子育ての負担軽減を図った。 【課題】 福祉分野との連携を密にし、支援を進めていく必要がある。	■	(2020年4月から民営化)	こども課
19	女活	地域子育て支援センター事業	・地域の子育て家庭に対する育児支援を行う	・市立保育園に併設されている地域子育て支援センター6か所及び市社会福祉協議会の「ほのぼの家族」において、子育て家庭に対する育児支援を行う。	・地域子育て支援センター(市立保育園併設のセンター6か所、市社会福祉協議会の「ほのぼの家族」)において、未就園児親子の遊び場の提供、育児相談等を行い、子育て家庭に対する育児支援を行った。 利用者数 16,897人(延べ) (新型コロナウイルス感染症拡大防止のため3月全日閉館)	【成果・効果内容】 未就園児親子の遊び場の提供と合わせて、育児相談、入園相談等が行える場として機能している。 【課題】 利用者の拡大に向けて、広報等で周知を図りたい。	○	・地域の子育て家庭に対する育児支援を行う	こども課
20	女活	子ども発達相談事業	・ことば、心身の発達上の心配をもつ子どもの早期療育と保護者の子育て不安や負担の軽減を図る	ことばや心身の発達に心配を抱える子どもを持つ保護者の相談を受け、子どもに適したかわりの助言や、子どもへ発達支援を行い、保護者の子育てに対する不安や負担の軽減を図る。	・ことばや心身の発達に心配を抱える子どもを持つ保護者へ相談対応を行うとともに、子どもに対し早期から発達支援を行った。 利用実人数 241人	【成果・効果内容】 保護者の相談に応じ、子どもに対するかわり方の助言や子どもに対し、発達支援を行った。 【課題】 保健や教育など、関係分野との連携を密にしながら支援を進める必要がある。	○	・ことばや心身の発達に心配を抱える子どもを持つ保護者の相談を受け、子どもに適したかわりの助言や、子どもへ発達支援を行い、保護者の子育てに対する不安や負担の軽減を図る。	こども課
21	女活	家庭児童相談事業	・子どもの養育に関する相談及び指導を行う	児童虐待をはじめとする家庭養育に関する相談、支援及び関係機関との連絡調整を行う。	・児童虐待をはじめとする家庭養育に関する相談、支援及び関係機関との連絡調整を行った。 相談実件数 389件 相談対応延べ件数 6,755件 個別ケース検討会議 95回	【成果・効果内容】 子育て不安を抱える保護者からの相談に応じ、必要に応じ関係機関へ繋げた。 【課題】 ケースの課題が複雑化しており、児童虐待の未然防止、早期発見、早期支援のため、要保護児童対策地域協議会を活用し、関係機関と連携し支援に当たる必要がある。	○	・児童虐待をはじめとする家庭養育に関する相談、支援及び関係機関との連絡調整を行う。	こども課
22	女活	ファミリー・サポート・センター事業	・仕事と育児の両立と子育て不安や負担の軽減を図る	・仕事と育児の両立と子育て不安や負担の軽減を図るため、依頼会員と提供会員の仲介等を行う。	・仕事と育児の両立と子育て不安や負担の軽減を図るため、依頼会員と提供会員の仲介等を行った。 会員数 依頼会員 298人 提供会員 50人 両方会員 8人 サポート活動数 3,077件	【成果・効果内容】 依頼会員の意向や家族状況等に合わせた提供会員の紹介を行った。 【課題】 事業を更に拡充させるため、広報等で周知し、提供会員の増加を図りたい。	○	・仕事と育児の両立と子育て不安や負担の軽減を図るため、依頼会員と提供会員の仲介等を行う。	こども課
23	女活	児童センター事業 児童文化普及事業	・多くの子どもたちから、施設の利用を通じて、遊びや普段接することできない文化等に触れてもらい、男女共同参画を可能とする環境づくりや健全育成を行う	・子どもたちの健やかに育つための環境づくりに向け、健全な遊び場と機会を提供し、その健康を増進するとともに、情操を豊かにすることを目的に「ちびっこワールド」をはじめ各種事業を実施する。	ちびっこワールド、体力増進行事、季節ごとの行事をはじめ、自由来館者への遊びの指導などを実施 児童センター利用延べ人数 20,982人	【成果・効果内容】 センターの設備を利用した遊びやイベントを通じて子どもたちの心身の成長を育んだ。今後も多くの子どもたちが来館したくなるような遊びやイベントの充実を図る。 【課題】 施設の老朽化、魅力ある遊具の入れ替え等の検討	○	・放課後等に誰もが自由に利用できる安心、安全な居場所として供するとともに、「しばたの心継承プロジェクト」や体で遊ぼう等の行事を実施し、子どもたちの遊びの指導等を通じて新発田への愛着や誇りの醸成を図る。	児童センター
24	女活	放課後児童健全育成事業	・児童クラブを設置し、放課後児童の健全育成を図る	・保護者が就労等により昼間家庭で保育ができない児童に対し、放課後や夏休みなどの学校休業日に安心して過ごせる生活の場を提供する。市内19児童クラブを運営。	児童クラブ19ヶ所で実施 登録延べ人数15,491人/月平均1,086人	【成果・効果内容】 クラブに通う児童に対して適切な遊びや生活の場を提供し健全育成を図った。 【課題】 クラブ指導員の確保及び体制強化など、安定したクラブ運営に努める。	○	・保護者が就労等により昼間家庭で保育ができない児童に対し、放課後や夏休みなどの学校休業日に安心して過ごせる生活の場を提供する。 ・市内19児童クラブを運営。	児童センター
25	女活	子育て支援事業	・子育て中の保護者に対し、遊びの場や親の友だちづくりとしての場を提供し、育児ストレスや育児不安の軽減及び解消を図る	・未就学児の子育て世帯を対象に、交流・遊びの場の提供、育児相談、子育て講座の開催、子育て情報の提供など保護者の育児ストレスや育児不安の軽減及び解消を図る。 また、保護者が気軽に利用できる未就学児の短時間の一時預かりサービスを実施し、子育て中の保護者のリフレッシュや負担軽減を図る。	・未就学児の子育て世帯の交流、遊びの場の提供、育児相談、子育て講座の開催、子育て情報の提供などを行い、保護者の育児ストレスや育児不安の軽減および解消を図った。 こどもセンター利用者 59,085人 育児相談数 28件 子育て講座・講演会開催数 6回 ・気軽に利用できる未就学児の一時預かりサービスを実施し、子育て中の保護者のリフレッシュや育児負担の軽減を図った。 一時預かりサービス利用者数 474人	【成果・効果内容】 ・オープンから3年が経過し、子育て世帯の交流、情報収集の場として定着している。休日は家族連れや父親と子どもだけの利用も多く、男性保護者にとっても気軽に利用できる場所となってきた。引き続き、子育てが楽しいと感じられるような支援を継続し、利用者のニーズに合ったイベントや講座を提供する。 ・一時預かりは可能な限り受け入れを行い、多くの保護者の用事やリフレッシュのための時間として役立った。 【課題】 ・こどもセンターや一時預かりのニーズが高まる反面、有資格者職員の人員確保が課題である。	○	・こどもセンターあそびのひろばの開放 ・あそびのひろばを利用し、各種事業を実施 ・子育て相談、一時預かりの実施 ・離乳食講座や子育て講座の実施	子育て支援課
			・育児相談、すこやかマタニティ教室、育児教室など、誰もが健康で過ごすことができるよう各種事業を行う	・すこやかマタニティ教室、赤ちゃん教室など各種教室、相談会やかかりつけ保健師による家庭訪問、電話相談などの事業を実施する。	妊産婦・育児相談やすこやかマタニティ教室・育児教室、健康相談事業を実施した。 (参加件数・人数;すこやかマタニティ教室198人、各種育児教室474人、育児相談1361件、電話相談561件、訪問1955件)	【成果・効果内容】 妊娠から子育て中の方が健康で安心して過ごせるよう相談・教室等を開催した。 【課題】 父母が協力して育児に取り組めるよう、支援を継続実施していく必要がある。	○	・すこやかマタニティ教室、赤ちゃん教室など各種教室、相談会やかかりつけ保健師による家庭訪問、電話相談などの事業を実施する。	健康推進課
			・電話による子ども教育相談を実施する	・子ども及び、保護者からの相談依頼に基づき、教育相談ならびに就学相談を行う。必要に応じて、学校訪問、面談、発達検査等を実施し、子育てにおける悩みを解消する。	・保護者からの電話による相談を10件実施した。内容により関係機関と連携、協力、指導し、問題の解消を図った。	【成果・効果内容】 保護者からの電話による相談を契機に、来庁相談に繋がったり、相談対象となる児童生徒の学校と連携するなどの方法により実際の相談支援に繋げることができた。 【課題】 電話がかかってくる途中で切れることがあり、最後まで対応できないことがある。	○	・子ども及び、保護者からの相談依頼に基づき、教育相談ならびに就学相談を行う。必要に応じて、学校訪問、面談、発達検査等を実施し、子育てにおける悩みを解消する。	学校教育課
			・放課後子ども教室を設置し、こどもが放課後等に安全安心に過ごすための居場所の確保や健全な育成を支援する	・放課後子ども教室を従来の4教室に加え、9月から加治川小学校にも設置する。	放課後子ども教室4教室を開設し、学習支援や集団の活動を通じてこどもが放課後等に安全安心に過ごすための居場所の確保や健全な育成を支援した。 在籍児童数 月平均54人	【成果・効果内容】 子どもが放課後等に、学習、スポーツなど様々な体験交流活動を支援し、安全安心に過ごすための居場所の確保に努めた。 【課題】 事業の周知体制強化、指導等のボランティアの確保	○	・放課後子ども教室を設置し、こどもが放課後等に安全安心に過ごすための居場所の確保や健全な育成を支援する。	児童センター

「第4次しばた男女共同参画推進プラン」2020実施計画調査票

○:事業実施 △:一部実施 ×:未実施 ■:廃止

No.	性別	事業名	第4次プラン事業内容	2019年度 事業計画	2019年度 事業実績	2019年度事業の成果と課題	事業実施	2020年度 事業計画	担当課
	女活		・児童広場等の遊び場を提供する。	遊具更新 現地測量・公園整備	公園遊具の更新 6箇所	【成果・効果内容】 老朽化の著しい遊具を更新し、安全な利用環境を確保した 【課題】 引き続き遊具の更新に努めていく	○	遊具の更新	維持管理課
26	女活	高齢者世帯屋根雪除雪助成事業	・ひとり暮らし高齢者等の屋根雪除雪に要する経費の助成を行う	・ひとり暮らし高齢者等の屋根雪除雪に要する経費の助成を行う	・1件 12,000円	【成果・効果内容】 少雪により1件の実績であった。 【課題】 雪の多少で事業の稼働が増減するため、経年での見直しを要する。	○	・ひとり暮らし高齢者等の屋根雪除雪に要する経費の助成を行う。	高齢福祉課
廃止		高齢者家事援助サービス事業（介護保険対象外）	・高齢者の介護予防と自立生活の支援のために、訪問介護員（ホームヘルパー）が自宅を訪問し、調理や洗濯などの家事援助を一緒に行う	平成30年度で事業廃止					高齢福祉課
No.27と統合		短期入所事業（介護保険対象外）	・自宅で要介護高齢者を介護している家族が、傷病、出産、冠婚葬祭、出張などで一時的に介護ができない場合及び社会適応困難な高齢者がいる場合は、特別養護老人ホームへの宿泊を可能にし、家族への支援を行う	No.27と事業統合					高齢福祉課
27	女活	高齢者日常生活用具給付事業 高齢者住宅支援事業（名称変更）	・高齢者が、地域で自立した生活を営めるように、生活を支援していく	・寝具乾燥事業、短期入所事業（介護保険対象外）、日常生活用具購入費助成事業、福祉電話設置事業を統合し、高齢者の在宅での生活を支援する	・寝具乾燥丸洗い：継続1人中止1人新規0人 ・短期入所：1人1泊2日で利用理由：台風による一時的な不安解消	【成果・効果内容】 一人暮らしまたは高齢者のみ世帯の安心安全に有用なサービスとして実施できた。 【課題】 サービスの維持	○	・寝具乾燥事業、短期入所事業（介護保険対象外）、日常生活用具購入費助成事業、福祉電話設置事業を統合し、高齢者の在宅での生活を支援する。	高齢福祉課
28	女活	寝たきり高齢者おむつ利用支援事業	・寝たきり高齢者に対し紙おむつ購入費の助成を行い、家族の経済的負担の軽減を図る	・寝たきり高齢者等に対し、紙おむつ購入費の助成を実施し、家族の経済的負担の軽減を図る。	利用者 987人	【成果・効果内容】 在宅で介護する家族の経済的負担の軽減を図った。 【課題】 対象要件等の見直し	○	・寝たきり高齢者等に対し、紙おむつ購入費の助成を実施し、家族の経済的負担の軽減を図る。	高齢福祉課
29	女活	地域ふれあいルーム事業	・ひとり暮らし等で家に閉じこもりがちな高齢者、要介護状態になるおそれのある高齢者に対し、集いや交流の場を提供して、孤立感を解消し、要介護状態への移行防止を図る	・広報しばたに地域ふれあいルーム利用者募集について掲載する。 ・関係施設に募集チラシの設置を依頼する。 ・関連会議に出席し、地域ふれあいルームの説明・情報提供を行い、利用促進を図る。	・平成31年度も「高齢者福祉サービス」に掲載しPRした。また、「広報しばた」に事業内容等を掲載して周知について取り組んだ。 市内15箇所地域ふれあいルームを開設。 《利用状況》 ・延開設日数 2, 5 5 4日 ・延利用人数 1 6, 3 6 6人 ・新規登録者 5 2人（男性16人、女性36人）	【成果・効果内容】 PRを行ったかいはあり、前年度に比べ新規登録者数が10人（男性10人、女性0人）の増加となり、微増ではあったが多少の効果をえた。 【課題】 利用促進のため、対象である高齢者の目にとまりやすいPRをこれからも継続していく必要がある。	○	・広報しばたに地域ふれあいルーム利用者募集について掲載する。 ・関係施設に募集チラシの設置を依頼する。 ・関連会議に出席し、地域ふれあいルームの説明・情報提供を行い、利用促進を図る。	総合健康福祉センター
30	女活	「食」の自立支援事業	・ひとり暮らしなどの高齢者の健康保持や安否確認のために、利用者の生活状態により食関連サービスの利用調整を行い、夕食のお弁当を配達する	・ひとり暮らしなどの高齢者の健康保持や安否確認のために、利用者の生活状態により食関連サービスの利用調整を行い、夕食のお弁当を配達する	・高齢化の進展や社会状況の変化からケースの抱える問題が複雑化しており、一つ一つの対応に時間を要している。今後更に、予防重視の活動展開や相談体制の構築に努めていく必要がある。	【成果・効果内容】 ひとり暮らし高齢者等の健康保持及び安否確認を行った。 【課題】 民間サービス活用と価格格差	○	・ひとり暮らしなどの高齢者の健康保持や安否確認のために、利用者の生活状態により食関連サービスの利用調整を行い、夕食のお弁当を配達する。	高齢福祉課
31	女活	総合相談・支援等	・地域包括支援センターに配置した、主任介護支援専門員、社会福祉士・保健師または経験のある看護師等が協働し、高齢者に関する様々な相談を受けつけ、総合的な支援を行う	・地域包括支援センターにおいて、高齢者に関する様々な相談を受け付け、主任介護支援専門員、社会福祉士、保健師または経験のある看護師等の3職種が協働して総合的な支援を行うとともに、高齢者を取り巻く複雑な課題や問題に対し、関係機関と連携しながら適切な支援を行う。	・総合相談受理件数実 6,830件 ・総合相談受理件数延 10,500件	【成果・効果内容】 市内5カ所の地域包括支援センターにおいて、高齢者が住み慣れた地域で生活できるよう、ワンストップサービスを意識し、関係機関とのネットワークも活用しながら、複数専門職の協働による相談対応を行った。 【課題】 高齢化の進展や社会状況の変化からケースの抱える問題が複雑化しており、一つ一つの対応に時間を要している。今後は、より一層予防的な取組や相談体制の充実に努めていく必要がある。	○	・地域包括支援センターにおいて、高齢者に関する様々な相談を受け付け、主任介護支援専門員、社会福祉士、保健師または経験のある看護師等の3職種が協働して総合的な支援を行うとともに、高齢者を取り巻く複雑な課題や問題に対し、関係機関と連携しながら適切な支援を行う。	高齢福祉課
32	女活	一般介護予防事業	・地域住民による自主的な介護予防活動「ときめき週1クラブ」の立上げ・運営支援を行う	・介護予防の啓発普及を行う。 ・高齢者を分け隔てることなく、誰でも一緒に参加することができ、住民が主体的に週1回以上運営する介護予防に資する通いの場の地域展開を図る。 ・介護予防に資する多様な地域活動組織の育成及び支援を行う。 ・社会参加活動（例：忘れん・転ばんサポーター活動）を通じた介護予防の地域活動を行う。	介護予防講演会 2回実施 参加延べ人数 563人 若さと元気を保つ教室 全3回 参加延べ人数 33人 じっくり脳活教室 5回 参加延べ人数 510人 プチ脳活教室 4回 参加延べ人数 174人 介護予防川柳応募作品 103作品 ときめき週1クラブ団体数 79団体 参加者数 606人 生涯元気講座 44回 44団体 参加者数 606人 忘れん・転ばんサポーター育成研修 参加実人数 8人 登録人数 2人 忘れん・転ばんサポーター活動 延べ人数 804人	【成果・効果内容】 介護予防教室等の啓発普及はおおむね実施でき、住民主体の通いの場も予定通り立ち上がった。 【課題】 地域の通いの場の継続を支援する方法や人材を今後検討していく必要がある。	○	・介護予防の普及啓発を行う。 ・住民が主体的に週1回以上運営する介護予防に資する通いの場に、高齢者が分け隔てることなく誰でも一緒に参加できるよう他事業と連携を図りながら展開する。 ・社会参加活動を通じた介護予防の地域活動を行う。	高齢福祉課
33	女活	養護老人ホーム入所支援事業	・在宅での生活が困難と認定された高齢者に対し、市の措置に基づいて養護老人ホームへの入所委託を行い、心身の健康の保持及び生活の安定を図る	・在宅での生活が困難と認定された高齢者に対し、市の措置に基づいて養護老人ホームへの入所委託を行い、心身の健康の保持及び生活の安定を図る	被措置者 76名	【成果・効果内容】 在宅での生活が困難と認定された高齢者に対し、入所措置を行った。 【課題】 入所者の高齢化	○	・在宅での生活が困難と認定された高齢者に対し、市の措置に基づいて養護老人ホームへの入所委託を行い、心身の健康の保持及び生活の安定を図る。	高齢福祉課
34	女活	高齢者等住宅整備事業	・高齢者が住んでいる住宅を、高齢者の身体状況にあったものに改造するために必要な経費を助成する	・高齢者が住んでいる住宅を、高齢者の身体状況にあったものに改造するために必要な経費を助成する	利用者 8名	【成果・効果内容】 高齢者の身体状況にあった住宅改造に要する経費の一部を補助した。 【課題】 介護保険制度による住宅改修制度との連携が引き続き必要。	○	・高齢者が住んでいる住宅を、高齢者の身体状況にあったものに改造するために必要な経費を助成する。	高齢福祉課
35	女活	介護保険サービス提供	・要支援・要介護認定者に、入浴・食事などの介護や機能訓練など介護保険サービスを行う	・要支援・要介護認定者に、入浴・食事などの介護や機能訓練など介護保険サービスを行う	2月末時点の要支援・要介護認定者数5,902人に対し、2月のサービス利用件数は、居宅サービス7,683件、地域密着型サービス609件、施設サービス1,146件で、合計9,438件の実績となった。	【成果・効果内容】 要支援・要介護認定者に対して、必要とする介護保険サービスを提供することができた。 【課題】 要介護状態になっても安心して暮らすことができるように、高齢者の自立支援を目的とした重度化防止や介護者の負担軽減を図ることが必要。	○	・要支援・要介護認定者に、入浴・食事などの介護や機能訓練など介護保険サービスを行う	高齢福祉課
No.27と統合		高齢者福祉電話設置事業	・ひとり暮らし高齢者及び高齢者のみ世帯に生活支援、安全確認のために、福祉電話の貸与を実施する	No.27と事業統合					高齢福祉課

「第4次しばた男女共同参画推進プラン」2020実施計画調査票

○:事業実施 △:一部実施 ×:未実施 ■:廃止

No.	性別	事業名	第4次プラン事業内容	2019年度 事業計画	2019年度 事業実績	2019年度事業の成果と課題	事業実施	2020年度 事業計画	担当課
36	女 活	緊急通報装置設置事業	・ひとり暮らしなどの高齢者の緊急事態に対応することができるよう緊急通報装置を設置する	・ひとり暮らしなどの高齢者の緊急事態に対応することができるよう緊急通報装置を設置する	新規51件、撤去99件、年度内取扱い総数582件	【成果・効果内容】 異常の早期発見に有用なサービスを提供できた。 【課題】 遠方によるセコム到着時間がかかることを理由に辞退者が多い。	○	・ひとり暮らしなどの高齢者の緊急事態に対応することができるよう緊急通報装置を設置する。	高齢福祉課
37	女 活	認知症高齢者見守り事業	・認知症等による徘徊による事故を防止するため、高齢者等の情報を事前に登録し、警察などの関係機関と共有し、本人の状況にあわせた地域の見守り体制づくりを図る。また、登録番号入りの「反射ステッカー」を本人の靴などに貼りつけ、行き先が分からなくなったり、知らない場所で保護された際など捜索や身元の特定に役立てる	・認知症等による行方不明や事故を防止するため、認知症高齢者等の情報を事前に登録し、警察などの関係機関と共有し、本人の状況にあわせた地域の見守り体制づくりを図る。また、登録番号入りの「反射ステッカー」を本人の靴などに貼りつけ、行き先が分からなくなったり、知らない場所で保護された際など捜索や身元の特定に役立てる	登録者数 68名	【成果・効果内容】 地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、警察等に浸透してきており、各機関が相談を受けた際に事業を紹介し、申請に至るケースが増えている。 【課題】 地域住民や専門家等を巻き込んだ見守り体制づくりの構築が進んできているが、地域によって温度差が生じているため、より一層の普及啓発が必要とされる。	○	・認知症等による行方不明や事故を防止するため、認知症高齢者等の情報を事前に登録し、警察などの関係機関と共有し、本人の状況にあわせた地域の見守り体制づくりを図る。また、登録番号入りの「反射ステッカー」を本人の靴などに貼りつけ、行き先が分からなくなったり、知らない場所で保護された際など捜索や身元の特定に役立てる	高齢福祉課

重点目標(2)男性中心型の働き方の見直しと就業環境の充実

施策の方向 ①男女の均等な雇用機会と待遇の確保【女性活躍推進計画】

No.	性別	事業名	第4次プラン事業内容	2019年度 事業計画	2019年度 事業実績	2019年度事業の成果と課題	事業実施	2020年度 事業計画	担当課
38	女 活	性別による固定的な役割分担意識に基づく職場慣行の見直し	・企業に対して男女雇用機会均等法等の普及啓発を行う ・企業に対し、職場慣行の見直しについて研修の場などで啓発する ・ハッピー・パートナー企業の取組をホームページ等で紹介する	・市内企業向けに、人権・同和問題研修会を実施し、男女共同参画についても啓発を行う。 ・ホームページで、市内のハッピー・パートナー企業を紹介し、男女共同参画の取組を紹介する。	・ハローワーク新発田と新発田商工会議所に働きかけを行い、共催で、市内事業所等を対象に人権・同和問題研修会を開催した。 9月2日(月)市生涯学習センター 参加者:95社98名 ・人権講演会で、職場慣行の見直しについての資料を配付した。 ・ホームページで、市内のハッピー・パートナー企業数の公表した。 ・ハッピー・パートナー企業登録企業へ依頼し、啓発パネルを作成した。	【成果・効果内容】 資料を配布し、企業に対し啓発を行った。 【課題】 企業に対し関係制度の普及・定着を促進していくため周知啓発を図っていく必要がある。 ハッピー・パートナー企業を紹介し、男女共同参画の取組を紹介していく必要がある。	○	・市内企業向けに、人権・同和問題研修会を実施し、男女共同参画についても啓発を行う。 ・ホームページで、市内のハッピー・パートナー企業を紹介し、男女共同参画の取組を紹介する。	人権啓発課
			・女性が働きやすい職場環境を整備する企業者に対して整備費用の一部を助成する	・女性専用トイレ・更衣室の設置、改修、増設など、女性が働きやすい職場環境を整備する企業者に対して、整備費用の一部を補助する。	・女性専用トイレの改修、女性更衣室の改修、備品購入などの女性が働きやすい職場環境を整備する企業者に対して、整備費用補助を行った。 企業者数:3社	【成果・効果内容】 女性専用トイレの改修や女性用更衣室の改修など、女性が働きやすい職場環境が整備された。 【課題】 今後は、当制度をより広く活用してもらうため、制度の周知を積極的に行い市内事業者に対して制度活用をうながしていく必要がある。	○	・女性専用トイレ・更衣室の設置、改修、増設など、女性が働きやすい職場環境を整備する企業者に対して、整備費用の一部を補助する。	商工振興課
39	女 活	育児・介護休業法の普及啓発	・ハローワークや商工会議所等を通じて、育児・介護休業の取りやすい職場環境を整えるよう、企業に対する普及啓発を行う	・新潟労働局および新潟県からの啓発のリーフレットを関係機関に設置したり、市ホームページを活用したりすることで普及啓発PRを行う。	・新潟労働局および新潟県からの啓発のリーフレットや市ホームページを活用してPRを行った。	【成果・効果内容】 啓発リーフレットを活用してPRを行った。 【課題】 今後は、よりPRするために、啓発のリーフレットを設置できる場所を増やしていきたい。	○	・新潟労働局および新潟県からの啓発のリーフレットを関係機関に設置したり、市ホームページを活用したりすることで普及啓発PRを行う。	商工振興課
40	女 活	研修会等での企業や雇用主を対象とした啓発	・新潟労働局雇用環境・均等室など関係機関からの情報を、企業や雇用主などへの研修会等で情報提供する	・新潟労働局および新潟県からの啓発のリーフレットを研修会等で配付し、情報提供を行う。	・国や県から働き方改革やワーク・ライフ・バランス関係などのチラシを、企業向け人権啓発講演会等で配付し、啓発を行った。	【成果・効果内容】 働き方改革やワーク・ライフ・バランスについての資料配付により、労働環境等の情報提供することができた。 【課題】 引き続き、情報提供を行い、普及啓発を行っていくことが重要である。	○	・新潟労働局および新潟県からの啓発のリーフレットを研修会等で配付し、情報提供を行う。	商工振興課 人権啓発課
41	女 活	労働相談窓口	・ハローワークや商工会議所等と協力して相談窓口の周知を行う	・市が商工会議所に委託し無料の職業紹介を行う「はつらつ仕事館」を通じ、就職を希望する方に対して職業紹介と就職に関する相談に応じる。	・はつらつ仕事館を通じ、自分に合う求人を見つけてからハローワークへ行くことにより待ち時間の軽減となり、効率よい求職活動につながった。	【成果・効果内容】 ハローワークや商工会議所と協力して相談窓口の周知を行った。 【課題】 引き続き、ハローワークや商工会議所と協力して相談窓口の周知を行う。	○	・市が商工会議所に委託し無料の職業紹介を行う「はつらつ仕事館」を通じ、就職を希望する方に対して職業紹介と就職に関する相談に応じる。	商工振興課

施策の方向 ②職場におけるハラスメント防止対策の推進に向けた啓発【女性活躍推進計画】

No.	性別	事業名	第4次プラン事業内容	2019年度 事業計画	2019年度 事業実績	2019年度事業の成果と課題	事業実施	2020年度 事業計画	担当課
42	女 活	企業等における各種ハラスメントの防止啓発	・職業生活の継続を阻害する要因となるセクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント、パタニティハラスメント及びパワーハラスメント防止、啓発を行う	・男女共同参画週間に合わせて、弁護士による女性のための法律相談や、「女性の権利ホットライン」強化週間について、「広報しばた」に記載する。 ・男女共生市民講座において、相談体制等について啓発を行う。	・広報しばた6月17日号に新潟県弁護士会主催の「弁護士による女性のための相談会」について掲載した。 ・男女共生市民講座「これだけは知っておきたい!ハラスメント講座」を開催した。	【成果・効果内容】 講座を通してハラスメントに対する正しい理解を広めた。 【課題】 引き続き、チラシ等を配布し啓発を行う	○	・男女共同参画週間に合わせて、弁護士による女性のための法律相談や、「女性の権利ホットライン」強化週間について、「広報しばた」に記載する。 ・男女共生市民講座において、相談体制等について啓発を行う。	人権啓発課

施策の方向 ③女性の就業継続、再就職に向けた支援【女性活躍推進計画】

No.	性別	事業名	第4次プラン事業内容	2019年度 事業計画	2019年度 事業実績	2019年度事業の成果と課題	事業実施	2020年度 事業計画	担当課
43	女 活	企業への啓発	・女性の再就職、起業等に関する国の支援プラン等を、商工会議所、ハローワークなどを通し企業へ周知・啓発する	・女性の再就職、起業等に関する各種支援制度について、県や国から周知依頼があったポスターやリーフレットを掲示・設置し、併せてホームページへの掲載を行う。	・企業研修において、チラシを配布し、啓発を行った	【成果・効果内容】 リーフレットの配布により、女性の再就職や起業に関する情報提供をすることができた。 【課題】 引き続き、情報収集を行い、企業への周知・啓発をしていく必要がある。	○	・女性の再就職、起業等に関する各種支援制度について、県や国から周知依頼があったポスターやリーフレットを掲示・設置し、併せてホームページへの掲載を行う。	人権啓発課
44	女 活	企業や雇用主への啓発	・産前、産後や育児休業後の女性就労者が休暇前と変わらず勤務できるよう雇用主へ啓発を行う	・新潟労働局及び新潟県からのリーフレット等を関係機関に設置したり、市ホームページを活用したりすることで普及啓発を行う。	・新潟労働局や新潟県からの啓発のリーフレットを、まちの駅やはつらつ仕事館に設置し啓発を行った。	【成果・効果内容】 リーフレットの配布により、女性の就業支援に関する情報提供をすることができた。 【課題】 引き続き、情報提供を行い、普及啓発を行っていくことが必要である。	○	・新潟労働局及び新潟県からのリーフレット等を関係機関に設置したり、市ホームページを活用したりすることで普及啓発を行う。	商工振興課 人権啓発課
45	女 活	再就職のための支援	・女性の再就職支援を中心とする求職者の就業支援を目的とした就労相談等を随時開催する	・市が商工会議所に委託し無料の職業紹介を行う「はつらつ仕事館」を通じ、就職を希望する方に対して職業紹介と就職に関する相談に応じる。	・はつらつ仕事館を通じ、自分に合う求人を見つけてからハローワークへ行くことにより待ち時間の軽減となり、効率よい求職活動につながった。	【成果・効果内容】 ハローワークや商工会議所と協力して相談窓口の周知を行った。 【課題】 引き続き、ハローワークや商工会議所と協力して相談窓口の周知を行う。	○	・市が商工会議所に委託し無料の職業紹介を行う「はつらつ仕事館」を通じ、就職を希望する方に対して職業紹介と就職に関する相談に応じる。	商工振興課

「第4次しばた男女共同参画推進プラン」2020実施計画調査票

○:事業実施 △:一部実施 ×:未実施 ■:廃止

No.	女 活	事業名	第4次プラン事業内容	2019年度 事業計画	2019年度 事業実績	2019年度事業の成果と課題	事業 実施	2020年度 事業計画	担当課
<b>重点目標(3)男性にとつての男女共同参画の推進</b>									
<b>施策の方向 ①男性にとつての男女共同参画の意義についての理解の促進【女性活躍推進計画】</b>									
46	女 活	男性向け男女共同参画セミナー	・男女共生市民講座や女性財団と共催の地域セミナー等に男性を対象とした講座を開催し、男性にとつての男女共同参画の意義を啓発する	・男性にとつての男女共同参画をテーマにセミナーを開催する。	■男女共生市民講座 ・親子で楽しくクッキング教室 9/28(土)参加者8人 第1部:「父親が育児にかかわると、成績や社会性が上がるってホント?」 第2部:親子でクッキングに挑戦	【成果・効果内容】 男性の性別役割分担意識の解消を目指し、働き方を知り、仕事と生活の調和について考えた。子どもとの触れ合い方、家事・育児の楽しみ方について学んだ。 【課題】 参加者が参加しやすいよう、地域性・年代・社会状況を考慮し、講座内容に反映していく必要がある。	○	・男性にとつての男女共同参画をテーマにセミナーを開催する。	人権啓発課
<b>施策の方向 ②男性が抱える困難への対応体制の整備</b>									
47	女 活	自殺予防のための相談体制の整備	・経済、生活問題等の相談窓口の充実	・心配ごとや困りごと、消費生活でのトラブル、多重債務等の相談に対応して情報提供や助言、行政機関との調整を行う。(月～金曜日相談を受付) ・司法書士相談(無料)を開催し、消費生活相談に対して問題解決のための助言、誘導を行う。(月1回)	・社会福祉課生活支援係で生活困窮に関する相談支援を実施。令和元年度は延べ226人からの相談を受けた。 ・相談者の課題に応じた個別の支援プランを58件作成し、自立に向けた支援を行った。	【健康推進課】 ・総合相談会を年2回実施 1回目(9月4日)実8件、2回目(12月8日)実10件を相談 ・随時個別相談等で自殺関連の相談に対応した。延172件 【成果・効果内容】 当課の「総合相談会」(9、12月)と類似の社会福祉協議会における『「暮らし」と「住まい」のふくし相談会』(6、3月)に開催。年4回、3か月ごとの相談体制を整えることで、タイムリーな相談につなげる。相談会の間は、引き続き随時、相談対応する。 【課題】 総合相談会では、多種多様な相談となっており、より多職種で相談支援する必要がある。	○	・総合相談会を年2回実施(9月、12月)相談対応職種に今年度から地域包括支援センターを入れ、高齢者支援の充実を図る。 ・随時個別相談等に対応する。	健康推進課 社会福祉課
			・市窓口や地域に出向いて、相談支援を実施する。 ・関係課や関係機関への事業周知や協力依頼により、潜在的な生活困窮者を支援につなげる	・心配ごとや困りごと、消費生活でのトラブル、多重債務等の相談に対応して情報提供や助言、行政機関との調整を行う。(月～金曜日相談を受付) ・司法書士相談(無料)を開催し、消費生活相談に対して問題解決のための助言、誘導を行う。(月1回)	・社会福祉課生活支援係で生活困窮に関する相談支援を実施。令和元年度は延べ226人からの相談を受けた。 ・相談者の課題に応じた個別の支援プランを58件作成し、自立に向けた支援を行った。	【成果・効果内容】 関係機関と連携して、生活困窮者を発見、課題の解決に取り組むことができた。 【課題】 ひきこもり等長期未就労者を支援につなげる必要がある。	○	・心配ごとや困りごと、消費生活でのトラブル、多重債務等の相談に対して情報提供や助言、行政機関との調整を行う。(月～金曜日相談を受付) ・司法書士相談(無料)を開催し、消費生活相談に対して問題解決のための助言、誘導を行う。(月1回)	市民生活課
			・人権についての相談窓口の充実	・弁護士無料相談及び特設人権相談(無料)を開催する。 各1回/月 ・新潟県男女平等推進相談室について周知を図る。	・弁護士による無料法律事業を実施した。 弁護士相談利用者 72名 ・人権擁護委員による特設人権相談(無料)を開催した。 特設相談月1回 (特設相談を含む法務局新発田支局管内相談数) ・新潟県男女平等推進相談相談室について、生涯学習センター、文化会館、各支所、各地区公民館等に相談日カレンダーの掲示を行い、周知を図った。	【成果・効果内容】 悩みや不安を抱える方の相談に応じた。 【課題】 人権についての相談窓口を掲載し、相談窓口の周知を図っていく。	○	・弁護士無料相談及び特設人権相談(無料)を開催する。 各1回/月 ・新潟県男女平等推進相談室について周知を図る。	人権啓発課
			・就労等についての相談窓口の充実	・ハローワークと連携して生活困窮者の就労を支援するとともに、早期の就労が困難な人に対しては、就労準備支援事業により一般就労への準備を整える。	・下越地域若者サポートステーションにおいては、GATB一般職業適性検査で自分にあった仕事を探す場を提供している。また、ジョブトレーニングを通じて働くイメージを持つ場を設け、就労への自信をもち就労への準備を整えた。 ・ハローワーク新発田と連携して生活保護受給者等就労自立支援事業を実施。55人が参加し33人が就労した。 ・就労に向けた準備が必要な方に就労準備支援事業を実施し、10人が参加した。	【成果・効果内容】 就労に向けた悩みや不安のある方が仕事のイメージをつかむためのきっかけにつながっている。 【課題】 今後においても、引き続きこのような取り組みを周知する必要がある。	○	・ハローワークと連携して生活困窮者の就労を支援するとともに、早期の就労が困難な人に対しては、就労準備支援事業により一般就労への準備を整える。	商工振興課
				・生活困窮者が自立できるよう、ハローワークと連携して就労支援を実施する。 ・様々な要因から就労に向けての準備が必要な人に対して就労準備支援事業を実施する。	・ハローワーク新発田と連携して生活保護受給者等就労自立支援事業を実施。55人が参加し33人が就労した。 ・就労に向けた準備が必要な方に就労準備支援事業を実施し、10人が参加した。	【成果・効果内容】 ハローワーク新発田と連携した就労支援により33人の方就労することができた。 就労準備支援事業に参加した方の多くは、日中の家以外の居場所を確保したり、ボランティアなどの就労に向けた準備に取り組むことができた。 【課題】 ひきこもり等長期未就労者は多いと考えられる。引き続き利用者の開拓や支援内容の充実が必要。	○	・生活困窮者が自立できるよう、ハローワークと連携して就労支援を実施する。 ・様々な要因から就労に向けての準備が必要な人に対して就労準備支援事業を実施する。	社会福祉課
<b>施策の方向 ③男性の家事・育児・介護等への参画の促進【女性活躍推進計画】</b>									
48	女 活	父親の子育て参加の促進	・父子手帳の配布や両親でマタニティ教室等への参加することにより、出産前から父親としての意識を高め、出産後もスムーズに子育てに参加できるよう意識啓発を図る	・父子手帳の配布やマタニティ教室への参加により、出産前から父親としての意識を高め、出産後スムーズに子育てができるよう啓発を図る。	父子手帳の配布、マタニティ教室への父の参加を促しながら、事業実施。 (父子手帳の配布数 640件 マタニティ教室への父の参加人数 82人)	【成果・効果内容】 出産前から父としての意識を高め、スムーズに育児参加できるよう、父子手帳を交付しマタニティ教室を開催した。 【課題】 あらゆる機会をとらえ、父に対してマタニティ教室等への参加や育児参加意識を高められるような啓発普及が必要	○	・父子手帳の配布やマタニティ教室への参加により、出産前から父親としての意識を高め、出産後スムーズに子育てができるよう啓発普及し、事業を実施。	健康推進課
			・父親の子育てや家庭教育への参加を促すため、親子、特に父親と子が一緒に参加できる機会を提供する	・すこやかマタニティ教室や育児相談、各種育児教室、乳幼児健診等、家族や父親と子が参加できる場を提供する。	親子、特に父親と子が参加できる機会としてすこやかマタニティ教室や育児相談、各種育児教室、乳幼児健診等を実施。(マタニティ教室への父の参加人数 82人)	【成果・効果内容】 マタニティ教室への父の参加人数は年々増加している。他事業へは仕事等の都合から参加は伸び悩んでいる。 【課題】 他事業へは仕事等の都合から参加は伸び悩んでいる。	○	・すこやかマタニティ教室や育児相談、各種育児教室、乳幼児健診等、家族や父親と子が参加できる場を提供する。 ・父子手帳配布などで啓発を行う。	健康推進課

「第4次しばた男女共同参画推進プラン」2020実施計画調査票

○:事業実施 △:一部実施 ×:未実施 ■:廃止

No.	女 活	事業名	第4次プラン事業内容	2019年度 事業計画	2019年度 事業実績	2019年度事業の成果と課題	事業 実施	2020年度 事業計画	担当課
48	女 活	父親の子育て参加の促進	・父親の子育てや家庭教育への参加を促すため、親子、特に父親と子が一緒に参加できる機会を提供する	・ストライダーエンジョイカップや札の辻広場を活用した運動遊びプログラム等を開催し、親子で参加できる場を提供する。	■ストライダーエンジョイカップ新発田・月岡温泉ステージ 10/6(日) 参加者 未就学児253人  ■札の辻広場イベント ・親子で楽しむ運動遊びプログラム 5/19(日) 参加者 親子51組108人 10/19(土) 参加者 親子38組 86人 12/1(日) 参加者 親子25組 52人 ・ストライダー札の辻カップ 2/2(日) 参加者 未就学児114人	【成果・効果内容】 ストライダーエンジョイカップについては、周知範囲を拡大したことなどにより、過去最多の参加者数となった。父親にも多数来場いただき、ストライダーや、飲食ブース等を通じて親子で楽しむ機会を提供することができた。 札の辻広場イベントについても、毎回、現代の子どもの課題に着目したテーマを設定し、父親を含む多くの親子に対して、運動習慣のきっかけづくりを行うことができた。 【課題】 次年度以降は民間団体が主体となって実施していく	○	(事業廃止) ※市の事業としては廃止し、民間団体主体の事業として実施予定。	スポーツ推進課
				・男女共生市民講座を開催し、親子、特に父親と子が一緒に参加できる場を提供する。	■男女共生市民講座 ・親子で楽しくクッキング教室 9/28(土) 参加者8人 第1部:「父親が育児にかかわると、成績や社会性が上がるってホント?」 【課題】 参加者が参加しやすいよう、地域性・年代・社会状況を考慮し、講座内容に反映していく必要がある。	【成果・効果内容】 男性の性別役割分担意識の解消を目指し、働き方を知り、仕事と生活の調和について考えた。子どもとの触れ合い方、家事・育児の楽しみ方について学んだ。 【課題】 参加者が参加しやすいよう、地域性・年代・社会状況を考慮し、講座内容に反映していく必要がある。	○	・男女共生市民講座を開催し、親子、特に父親と子が一緒に参加できる場を提供する。	人権啓発課
49	女 活	男性の家事や育児などへの参画に対する理解の促進	・男性が家事等へ参画することに対する理解を促すため、情報提供を行う	・国及び新潟県からの情報を収集し、ホームページ等で情報提供する。	・国や県からの啓発のリーフレット等を、窓口や男女共同参画交流ルームに設置し啓発を行った。	【成果・効果内容】 リーフレットの配布により、男性の家事や育児などへの参画に対する情報提供をすることができた。 【課題】 引き続き、情報提供を行い、普及啓発を行っていく必要がある。	○	・国及び新潟県からの情報を収集し、ホームページ等で情報提供する。	人権啓発課
50	女 活	子育てサークル支援	・サークルの周知や会員募集、活動場所の無料提供等の支援を行う	・未就学児を主な対象とした親子で活動するサークルに対し、サークルの周知や会員募集、活動場所の無料提供等の支援を行う。	・広報しばたサークル会員募集掲載およびサークル活動場所の提供。 利用回数 20回 利用人数 387人	【成果・効果内容】 サークル活動を通じて、育児の楽しみ方を学び、親子の絆を深めた。保護者同士のつながりを得ることで育児に対する不安を解消できた。 【課題】 サークル団体数が年々減っていることから、育児サークルの設立支援や助言を行うことも必要と考える。	○	・会員募集のお手伝いと活動場の提供	新発田駅前複合施設

基本目標3 女性が活躍できる社会づくり

重点目標(1)政策・方針決定過程の場への女性の登用

施策の方向 ①審議会、委員会等への女性登用の推進【女性活躍推進計画】

No.	女 活	事業名	第4次プラン事業内容	2019年度 事業計画	2019年度 事業実績	2019年度事業の成果と課題	事業 実施	2020年度 事業計画	担当課
51	女 活	審議会、委員会等への女性登用	・市が委嘱する審議会等における女性の登用を推進する	・市が委嘱する審議会等における女性の登用率の目標は達成しているが、女性の登用率が更に上昇するよう、関係課に対し女性登用を依頼する。	・審議会委員等の主管課に対し、女性委員の登用推進の重要性を理解してもらい、登用率が上昇するよう個別に依頼した。 (平成31年度登用率 30.8%)	【成果・効果内容】 女性の登用率は30%の目標を達成しているが、それぞれの審議会では、達成していないところもある。 【課題】 女性登用について、庁内各課へ理解を求め、職指定をしている場合が多いため、団体推薦へ見直しを行ってもらうよう依頼していく。	○	・目標値達成に向けて、全庁的に取組が推進されるよう庁内推進委員会等で周知を図る。 ・関係団体への役職にこだわらない推薦の働きかけを行う。	人権啓発課 人事課
52	女 活	女性委員登用状況の調査	・審議会等委員への女性の参画状況を、毎年定期的に調査・公表する	・審議会等委員への女性の参画状況の最新値を、登用数の推移のグラフと分析を加えてホームページ上で公表する。	・審議会等委員への女性の参画状況を、登用数の推移のグラフをホームページ上で公表した。	【成果・効果内容】 審議会等委員の登用率を調査し、結果をホームページ上に公開することで女性参画について啓発することができた。 【課題】 政策・方針決定の場への女性参画を進めるため、情報を提供していく。	○	・審議会等委員への女性の参画状況の最新値を、登用数の推移のグラフと分析を加えてホームページ上で公表する。	人権啓発課

施策の方向 ②市組織の管理職への女性職員の登用【女性活躍推進計画】

No.	女 活	事業名	第4次プラン事業内容	2019年度 事業計画	2019年度 事業実績	2019年度事業の成果と課題	事業 実施	2020年度 事業計画	担当課
53	女 活	性別にとらわれない職員の配置	・性別にとらわれない配置や職務分担を行うと共に、女性職員の管理職等への登用を積極的に推進する(人材育成方針に基づく女性職員の積極的登用)	・性別にとらわれない配置や職務分担を行うと共に、女性職員の管理職等への登用を積極的に推進する。	・平成28年3月に策定した「人材育成基本計画」の実施施策「女性の積極的登用」の計画のとおり、引き続き管理職への登用と性別にとらわれない職場配置を行った。 (2019年度登用率 9.3%)	【成果・効果内容】 女性管理職の登用率上昇により、女性職員が市政の中核を担うことについて、男女両方の職員に対して意識付けができたと考えられる。 【課題】 登用率が1割弱にとどまっていることから、引き続き、積極的に女性管理職の登用を進める必要がある。	○	・性別にとらわれない採用や配置に努めると共に、女性職員の管理職等への登用を積極的に推進する。	人事課
54	女 活	職員研修	・管理職、一般職員に対し、女性職員のキャリア形成につながる男女共同参画に関する研修を行う ・男女共同参画推進担当職員を国レベルの研修に参加させる	・男女共生市民講座に参加するかたちで、管理職、一般職員向けの男女共同参画研修を実施する。	・男女共生市民講座に参加するかたちで、管理職、一般職員向けの男女共同参画研修を実施した。(受講者人数34人) ・人権啓発課男女共同参画啓発係職員を「男女共同参画社会づくりに向けての全国会議」に参加させた。	【成果・効果内容】 男女共生市民講座等に参加することで、行政職員としての責任と役割について認識することに一定の成果があった。 【課題】 引き続き、講演会等に積極的に参加し、男女共同参画に関する人権意識の向上を図っていく必要がある。	○	・男女共生市民講座に参加するかたちで、管理職、一般職員向けの男女共同参画研修を実施する。	人事課
				・男女共同参画の推進に関する意識を高めるため、男女共同参画推進担当職員を研修会に参加させる。	・人権啓発課男女共同参画啓発係職員を「地域における男女共同参画推進リーダ研修」に参加させた。	【成果・効果内容】 研修会に参加することで、他市の状況や熱い思いを感じることができ、職員の能力向上につながった。 【課題】 継続的に男女共同参画についての研修を行う必要がある。	○	・男女共同参画の推進に関する意識を高めるため、男女共同参画推進担当職員を研修会に参加させる。	人権啓発課
55	女 活	女性職員の活躍の推進	・女性職員の活躍の推進に関する新発田市特定事業主行動計画により進行管理をしながら、男女共に市職員として優れた資質や能力を備えた職員の採用と組織マネジメントを担える管理職への登用に努める	・性別にとらわれない採用や配置に努めると共に、女性職員の管理職等への登用を積極的に推進する。	・平成28年3月に策定した「人材育成基本計画」の実施施策「女性の積極的登用」の計画のとおり、引き続き管理職への登用と性別にとらわれない職場配置を行った。 (2019年度登用率 9.3%)	【成果・効果内容】 女性管理職の登用率上昇により、女性職員が市政の中核を担うことについて、男女両方の職員に対して意識付けができたと考えられる。 【課題】 登用率が1割弱にとどまっていることから、引き続き、積極的に女性管理職の登用を進める必要がある。	○	・性別にとらわれない採用や配置に努めると共に、女性職員の管理職等への登用を積極的に推進する。	人事課



「第4次しばた男女共同参画推進プラン」2020実施計画調査票

○:事業実施 △:一部実施 ×:未実施 ■:廃止

No.	女 活	事業名	第4次プラン事業内容	2019年度 事業計画	2019年度 事業実績	2019年度事業の成果と課題	事業 実施	2020年度 事業計画	担当課
<b>施策の方向 ③企業等における方針決定過程の場への女性の参画促進【女性活躍推進計画】</b>									
56	女 活	企業等に対する女性役員、管理職登用の推進啓発	・企業等に対して、女性役員や管理職の登用に必要性の啓発に努めます	・企業等に対して、女性役員や管理職の登用に必要性について、市ホームページ等を活用し啓発に努める。	・市ホームページにおいて、厚生労働省が企業における女性の活躍情報に関する情報を一元的に集約したデータベースを公表している「女性の活躍企業データベース」を掲載し、情報提供した。	【成果・効果内容】 女性の活躍をはじめ仕事と家庭との両立支援に関する情報サイト等の情報提供のほか、働きやすい職場環境の整備に役立つ国・県の制度をわかりやすくまとめた。 【課題】 引き続き、企業に対して、女性役員や管理職の登用に必要性について情報提供をする必要がある。	○	・企業等に対して、女性役員や管理職の登用に必要性について、市ホームページ等を活用し啓発に努める。	商工振興課 人権啓発課
57	女 活	女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定の推進	・女性活躍推進法に基づく、一般事業主行動計画策定を支援するため、特に中小企業の取り組みを推進するための情報提供に努める ・「えるぼし企業」認定等についても周知・啓発を図る	・国及び新潟県からの情報を収集し、ホームページ等で情報提供する。	・国や県からの送付のあったリーフレット等の掲示等により、女性活躍推進法等に係る情報の広報や啓発を行った。	【成果・効果内容】 リーフレットの配布により、事業主行動計画策定に対する情報提供をすることができた。 【課題】 策定義務となる101人以上300人以下の事業所の参考となるような事例の情報を提供する必要がある。	○	・国及び新潟県からの情報を収集し、ホームページ等で情報提供する。	人権啓発課

**重点目標(2)あらゆる分野での女性の参画**

No.	女 活	事業名	第4次プラン事業内容	2019年度 事業計画	2019年度 事業実績	2019年度事業の成果と課題	事業 実施	2020年度 事業計画	担当課
<b>施策の方向 ①女性の能力開発のための取組促進と人材の育成【女性活躍推進計画】</b>									
58	女 活	女性リーダーの育成	・ 広く人材の発掘に努め、方針決定過程の場に参画できる力をつける場や機会を提供する ・ 実行委員会を組織し、男女共生市民講座、人権フェスティバルを行い、運営や企画に携わることで、エンパワーメント、人材の発掘、リーダーの育成に努める ・ 国、県から提供される女性人材リストを活用し、研修会等の講師斡旋につなげる	・ 広く人材の発掘に努め、方針決定過程の場に参画できる力をつける場や機会を提供する ・ 実行委員会を組織し、男女共生市民講座、人権フェスティバルを行い、運営や企画に携わることで、エンパワーメント（力をつける）、人材の発掘、リーダーの育成に努める	・ 男女共生市民講座の実行委員会を組織した。 男女共生市民講座実行委員 11名（内女性11名） ・ 2019しばた人権フェスティバルの実行委員会を組織した。 実行委員18名（内女性16名）	【成果・効果内容】 男女共生市民講座、2019しばた人権フェスティバルについては、実行委員会を組織し、運営や企画に携わることで、エンパワーメント（力をつける）につながった。 【課題】 引き続き、方針決定の場に参画できる機会を提供していく必要がある。	○	・ 広く人材の発掘に努め、方針決定過程の場に参画できる力をつける場や機会を提供する ・ 実行委員会を組織し、男女共生市民講座、人権フェスティバルを行い、運営や企画に携わることで、エンパワーメント（力をつける）、人材の発掘、リーダーの育成に努める	人権啓発課
59	女 活	研修会への参加要請	・ 国、県、女性財団、他市町村で開催する研修会、講演会などの情報を「男女共同参画推進団体懇談会」会員等へ提供することにより、研修会等の参加を促し、リーダー育成の機会に努める	・ 国、県、女性財団、他市町村で開催する研修会、講演会などの情報を「男女共同参画推進団体懇談会」に加盟する団体の代表へ提供し、参加を要請する。	・ 国、県、女性財団、他市町村で開催する研修会、講演会などの情報を「男女共同参画推進団体懇談会」に加盟する団体の代表へ提供し、参加を要請した。	【成果・効果内容】 リーダー育成の機会に努めるため、国、県、女性財団、他市町村で開催する研修会、講演会などの情報を「男女共同参画推進団体懇談会」会員等へ提供した。 【課題】 引き続き、情報提供を行う。	○	・ 国、県、女性財団、他市町村で開催する研修会、講演会などの情報を「男女共同参画推進団体懇談会」に加盟する団体の代表へ提供し、参加を要請する。	人権啓発課
60	女 活	男女共同参画推進団体懇談会の育成・支援	・ 懇談会を開催し、加盟団体への情報提供や研修会を行うことにより、女性の能力開発に繋げ、男女共同参画社会実現をめざす協力体制を構築する	・ 男女共同参画推進団体懇談会の研修を開催し、加盟団体へ参加を呼びかける。	・ 第1回男女共同参画推進団体懇談会研修会 6月23日（日）にいがた女と男フェスティバル2019 ・ 第2回男女共同参画推進団体懇談会研修会 8月2日（金）津南町視察研修	【成果・効果内容】 男女共同参画推進団体懇談会研修会を2回開催し、男女共同参画の重要性を認識し、活動の継続を図った。 【課題】 引き続き、男女共同参画の視点を持って、さまざまな活動に携わる人材を育成する研修会等を開催する。	○	・ 懇談会を開催し、加盟団体への情報提供や研修会を行うことにより、女性の能力開発に繋げ、男女共同参画社会実現をめざす協力体制を構築する	人権啓発課
61	女 活	新発田女性会議との協力体制の強化	・ 新発田女性会議主催事業への協力や、市の策定する計画への提言など、相互の協力体制を更に強化し、男女共同参画社会の実現をめざす	・ 新発田女性会議総会及び公開記念講演、公開講座へ参加・協力する。 ・ 市の男女共同参画施策に関して意見を求める。	・ 新発田女性会議総会・公開講座 5月18日（土）生涯学習センター ・ 新発田女性会議学習会 8月23日（金）中央公民館 ・ 新発田女性会議公開学習会 10月17日（木）生涯学習センター	【成果・効果内容】 新発田女性会議総会及び公開記念講演、公開講座へ参加・協力した。 【課題】 引き続き団体と連携し、男女共同参画社会の実現をめざす。	○	・ 新発田女性会議主催事業への協力や、市の策定する計画への提言など、相互の協力体制を更に強化し、男女共同参画社会の実現をめざす	人権啓発課
62	女 活	科学技術分野などへの女性の活躍の促進	・ 理工科系分野への女子中学生の進路選択を支援する	・ 理工科系分野への女子中学生の進路選択に関する情報提供を市内中学校に行う。 ・ 教員・保護者が女子中学生の理工科系進路選択について理解を深めることができるよう情報提供等の支援をする。	・ 女子中学生向け理系進路選択支援事業の情報を市内中学校へ情報提供した。	【成果・効果内容】 女子中学生向け理系進路選択支援事業の情報を市内中学校へ情報提供し、生徒の進路選択の参考にすることができた。 【課題】 教員が社会の変化に対応するための研修をしていく必要がある。	○	・ 理工科系分野への女子中学生の進路選択に関する情報提供を市内中学校に行う。 ・ 教員・保護者が女子中学生の理工科系進路選択について理解を深めることができるよう情報提供等の支援をする。	学校教育課
			・ 女子高校生・女子大学生へ理工科系分野への進路に関する情報を市の広報紙やホームページに掲載するなど情報提供を行う	・ 理工科系分野への進路に関する情報を市の広報紙やホームページに掲載する。	・ 国立女性教育会館のメールマガジン「NWECDより」を男女共同参画交流ルームに設置し、理工科計分野への進路に関する情報提供を行った。	【成果・効果内容】 学生に将来の進路や働き方について考える機会を提供した。 【課題】 理工科系分野への女子中学生の進路選択を支援するため、ホームページ等で情報提供をしていく必要がある。	○	・ 理工科系分野への進路に関する情報を市の広報紙やホームページに掲載する。	人権啓発課

No.	女 活	事業名	第4次プラン事業内容	2019年度 事業計画	2019年度 事業実績	2019年度事業の成果と課題	事業 実施	2020年度 事業計画	担当課
<b>施策の方向 ②国際理解・国際協調の推進と国際交流の場への女性の参画促進【女性活躍推進計画】</b>									
63	女 活	国際理解・国際協調の推進	・ 男女共同参画に関する諸外国の取組状況等の情報収集と情報提供	・ 国際社会への関心が高まるよう、男女共同参画に関する様々な取組は、国際的な動きと連動して進められてきたことについて、ホームページ、フェスティバルのパネル展示などで情報発信する。	・ 男女共同参画交流ルームで内閣府発行の男女共同参画に関するデータを掲示した。	【成果・効果内容】 諸外国の取組状況等の情報提供をすることができた。 【課題】 引き続き、世界の現状や課題など、男女共同参画に関する情報の提供を行う。	○	・ 国際社会への関心が高まるよう、男女共同参画に関する様々な取組は、国際的な動きと連動して進められてきたことについて、ホームページ、フェスティバルのパネル展示などで情報発信する。	人権啓発課
			・ 国際理解講座などを開催し、多文化共生社会への理解を深めてもらえるよう啓発に努める	中国をテーマに国際理解講座を開催予定。多文化共生社会への理解を深めてもらえるよう啓発に努める。	市内で登録者数の最も多い中国をテーマに国際理解講座を開催し、20名の参加者が講師の講話や中国料理の調理を通じ中国に対して理解を深めた。	【成果・効果内容】 参加者からは中国について理解が深まった、中国に対して興味を持ったなど好評をいただいた。参加者の94%の方が中国に対して理解が深まったとの回答をいただいた。 【課題】 引き続き、国際理解講座を開催することで市民の多文化共生社会の理解が深まるよう努める。	○	市内で登録者数の増加が著しいベトナムをテーマに国際理解講座を開催予定。多文化共生社会への理解を深めてもらえるよう啓発に努める	市民まちづくり支援課

「第4次しばた男女共同参画推進プラン」2020実施計画調査票

○:事業実施 △:一部実施 ×:未実施 ■:廃止

No.	女 活	事業名	第4次プラン事業内容	2019年度 事業計画	2019年度 事業実績	2019年度事業の成果と課題	事業 実施	2020年度 事業計画	担当課
64	女 活	国際交流の場への女性の参画促進	・姉妹都市、友好都市への交流事業、スポーツ交流事業への女性の参加を促進する	・議政府市と友好都市協定を締結して30周年を迎えることから、議政府市を訪問して記念事業を実施する。 実施期間：10月10日～10月12日	・議政府市と友好都市協定を締結して30周年を迎え、議政府市を訪問して記念事業を実施した。 実施期間：10月10日～10月12日	【成果・効果内容】 議政府市を訪問し、友好都市協定締結30周年を祝うとともに女性を含めた茶道師範に同行いただき、議政府市民に当市の茶の湯を体験していただいた。 【課題】 引き続き、姉妹都市、友好都市への交流事業やスポーツ交流事業への女性の参加を促進する	○	韓国友好都市である議政府市との間で、当市を会場に日韓親善スポーツ交流大会を8月に実施する。	市民まちづくり支援課
				・新発田市に議政府市を迎え、スポーツ大会を通じて交流を行う。 実施期間：7月27日～7月30日	【中止】実施期間：7月27日～7月30日 ※輸出規制問題による。議政府市体育会から中止の連絡を受け実行委員会ですべて中止。	【成果・効果内容】 参加者の安全確保のため中止 【課題】 引き続き、スポーツ交流事業への女性の参加を促進する。	×	・新発田市に議政府市を迎え、スポーツ大会を通じて交流を行う。 実施期間：8月8日～8月10日 【中止】※新型コロナウイルス感染症拡大による。	スポーツ推進課
				・人権フェスティバル等、市の行事に外国人留学生や在日外国人などに参加してもらうことにより交流を行う	・2019しばた人権フェスティバル等の市の行事に外国人留学生や在日外国人などに参加してもらうことにより交流を行う ・第6回男女共生市民講座「誰もが暮らしやすい社会へ～日本語教室から見えてきたこと～」 コロナウイルス感染拡大防止のため中止	【成果・効果内容】 呼びかけを行ったが、参加者はいなかった。 【課題】 引き続き、新発田市国際友好の会と協力し参加を呼びかけを行う。	○	・2020しばた人権フェスティバル等の市の行事に外国人留学生や在日外国人などにホームページや関係団体等々を通して参加を呼びかける。	人権啓発課

施策の方向 ③地域活動への女性の参画促進【女性活躍推進計画】

No.	女 活	事業名	第4次プラン事業内容	2019年度 事業計画	2019年度 事業実績	2019年度事業の成果と課題	事業 実施	2020年度 事業計画	担当課
65	女 活	各種団体での女性の参画促進	・自治会、町内会などでの女性参画の必要性について啓発を行う	女性参画の必要性について引き続き意識の共有をはかるとともに、効果や必要性について各地域へ広めていくよう努める。	自治会連合会として男女共生市民講座に参加し、男性と女性の支援を生かした避難所運営について学び、積極的に意識の共有に努めた。	【成果・効果内容】 災害時における女性の役割の必要性について自治会連合会にて意識の共有をすることができた。 【課題】 今後は、効果や必要性を各地域へ広めていく必要がある。	○	自治会連合会の各種事業を通じを通じ、女性参画の必要性に関する理解が深まる働きかけを行うよう努める。	市民まちづくり支援課
				・市老人クラブ連合会役員との意見交換会などで、女性参画に関する啓発を行う。 ・研修会で単位老人クラブに向け、女性参画の推進を呼びかける。	・リーダー研修会において女性参画の啓発を行った。(2月19日実施 参加者156名) ・三役会議で情報交換を行った。	【成果・効果内容】 リーダー研修会において、各単位クラブの女性役員増員を働き掛ける説明を行い、理解をいただいた。 【課題】 老人クラブ会員の減少が大きな課題となっており、女性参画の推進まで手が届いていないクラブが多い。	○	・市老人クラブ連合会役員との意見交換会などで、女性参画に関する啓発を行う。 ・研修会で単位老人クラブに向け、女性参画の推進を呼びかける。	総合健康福祉センター
66	女 活	市民活動の相談窓口	・地域づくり支援センターにおいて、自治会やNPOなどの市民活動の情報提供を積極的に行い、地域づくり活動の人材や団体等の育成・支援を行う	支援センターにおける相談事業や人材育成事業等を通じ、女性参画の必要性に関する理解が深まる働きかけを行うよう努める。	新潟県新発田地域振興局と共催で「マチヅクリスト育成講座」を開催し、年齢・性別問わず参加者を募り、まちづくりに関する意見交換と人材育成の機会を提供した。	【成果・効果内容】 年齢・性別を意識することなく、活発な意見交換等を行うことができた。 【課題】 引き続き、事業を通じて男女共同参画を推進する。	○	支援センターにおける相談事業や人材育成事業等を通じ、女性参画の必要性に関する理解が深まる働きかけを行うよう努める。	市民まちづくり支援課

施策の方向 ④消防団における女性の活躍の促進【女性活躍推進計画】

No.	女 活	事業名	第4次プラン事業内容	2019年度 事業計画	2019年度 事業実績	2019年度事業の成果と課題	事業 実施	2020年度 事業計画	担当課
67	女 活	女性消防団員の積極的な採用	・女性消防団員の採用、育成を推進するよう広報紙等でPR等を続けていく	・各種イベントや大型店舗、小・中学校などにおける火災予防活動を通じて、女性消防団員の活動を積極的にPRする。 ・女性消防団員の確保と人材育成に努める。	・幼年消防ふれあい広場 ・消防団各種訓練 ・女性消防隊は条例定数を満たしている。	【成果・効果内容】 幼年消防ふれあい広場では、参加した園児と保護者に、防火啓発グッズの配布を行った。各種訓練では、救命活動の実演、講習等を行った。 【課題】 普通救命講習を行うことができる普及資格を持つ女性団員も多数いるが、そもそもそのことを知らえていないので、周知活動を引き続き行い、地域の防災訓練への講師依頼件数を増加させる必要がある。	○	・各種イベントや大型店舗、小・中学校などにおける火災予防活動を通じて、女性消防団員の活動を積極的にPRする。 ・女性消防団員の確保と人材育成に努める。	地域安全課

施策の方向 ⑤男女共同参画の視点を踏まえた防災・災害復興体制の確立【女性活躍推進計画】

No.	女 活	事業名	第4次プラン事業内容	2019年度 事業計画	2019年度 事業実績	2019年度事業の成果と課題	事業 実施	2020年度 事業計画	担当課
68	女 活	地域防災計画での啓発	・防災、災害時及び復興活動において、男女共同参画の視点から女性の意見を取り入れ、計画等に盛り込んで啓発を推進する	・女性の視点に立った実効性ある意見を積極的に取り入れ地域防災力の向上を図る。	女性などの視点に立ち、より良い避難所運営についての具体的な記述を新たに計画に盛り込み、改訂・公表することで啓発を行った。	【成果・効果内容】 より多くの女性などが避難所運営に参画することで、被災者が安心・安全に避難生活を送ることができた。地域防災計画の策定主体である防災会議への女性委員の更なる登用が必要である。	○	引き続き、女性の視点に立った実効性ある意見を積極的に取り入れ地域防災力の向上を図る。	地域安全課
69	女 活	女性の自主防災組織への積極的関与	・自主防災組織への女性参画の必要性について啓発を推進する	・女性の視点に立った地域の自主防災リーダーとして、女性の活躍を支援する。	女性を含めた自主防災組織への支援（避難訓練・防災講話等）を行った。	【成果・効果内容】 女性が自主防災組織に関与する意識が高まった。 【課題】 女性が活躍する自主防災組織が少ない。	○	女性の視点に立った自主防災リーダーとして、女性の活躍を支援する。 女性目線の防災訓練の実施を推進する。	地域安全課

「第4次しばた男女共同参画推進プラン」2020実施計画調査票

○:事業実施 △:一部実施 ×:未実施 ■:廃止

No.	女 活	事業名	第4次プラン事業内容	2019年度 事業計画	2019年度 事業実績	2019年度事業の成果と課題	事業 実施	2020年度 事業計画	担当課
<b>重点目標(3)農林水産業、商工業等自営業における女性の地位の確立</b>									
<b>施策の方向 ①女性の経営ならびに社会参画の促進【女性活躍推進計画】</b>									
No.	女 活	事業名	第4次プラン事業内容	2019年度 事業計画	2019年度 事業実績	2019年度事業の成果と課題	事業 実施	2020年度 事業計画	担当課
70	女 活	家族経営協定の普及促進		・経営方針の決定、収益配分、休日の取り決めなど夫婦で話し合い、協定として明文化することにより、女性農業者が能力を充分発揮できる就業環境の整備と経済的地位の確立を図る	・農水振興課、農協等と連携しながら家族経営協定の推進を図る。今年度の新規締結件数の目標を2件とする。	【成果・効果内容】 新規締結件数については目標数値を達成することができなかった。 【課題】 近年、新規協定締結件数が伸び悩んでおり、制度上のメリットも薄れてきていることから、違った視点から、家族経営協定の必要性や趣旨等について情報発信を行い、普及促進に努めることが重要である。	○	・農水振興課、農協等と連携しながら家族経営協定の推進を図ることとし、今年度の新規締結件数の目標を前年度と同様の2件とする。	農業委員会
				・認定農業者を対象に普及拡大を図る	・認定農業者を対象に制度の普及拡大を図る。平成31年度新規締結数3件	【成果・効果内容】 2019年度家族経営協定新規締結件数が0件。(締結農家数89件) 【課題】 現状の制度周知を継続する。	○	・認定農業者の更新申請の際、家族経営協定締結への啓発活動を行う。更新申請案内発送予定：197件。 ・2020年度新規家族協定締結件数3件。	農林水産課
<b>施策の方向 ②次世代を担う人材の育成【女性活躍推進計画】</b>									
No.	女 活	事業名	第4次プラン事業内容	2019年度 事業計画	2019年度 事業実績	2019年度事業の成果と課題	事業 実施	2020年度 事業計画	担当課
71	女 活	女性リーダーの育成		・県が認定する農村地域生活アドバイザー（農村女性リーダー）や地域生活改善グループ等で活躍する女性に対し、方針決定の場に参画できる力をつける機会を提供する	・市・県新発田地域振興局共催の「農村女性“知恵のわ”」の開催（胎内市）を予定し、交流機会の創出を図る。 ・若い担い手にも声掛けをし、交流を深めることで、次世代のリーダー育成へとつなげる。	【成果・効果内容】 「あぐりウーマン・ネット“知恵のわ”」において講演、見学、実習をとおして新たな知識の習得や他市町の農業者との交流の場が持てた。 【課題】 県内のアドバイザーの高齢化が進み減少傾向にあるため、若い担い手の登用を推進する。	○	・市・県新発田地域振興局共催の「あぐりウーマン・ネット“知恵のわ”」の開催（新発田市）を予定し、交流機会の創出を図る。 ・若い担い手にも声掛けをし、交流を深めることで、次世代のリーダー育成へとつなげる。	農林水産課
72	女 活	農林水産業における男女共同参画について普及啓発		・農村地域生活アドバイザー等活躍する女性に対し、各種審議会等女性委員の登用を推進する	・市アドバイザーから、人・農地プランの検討会に2名、新発田市食料・農業振興協議会に1名、男女共同参画審議会に1名を登用した。 ・認定農業者の更新申請の際、家族経営協定締結への啓発を行う。	【成果・効果内容】 市アドバイザーから、人・農地プランの検討会に2名、新発田市食料・農業振興協議会に1名、男女共同参画審議会に1名を登用した。 【課題】 引き続き啓発活動を行う。	○	・農村地域生活アドバイザー等活躍する女性に対し、各種女性委員の登用を推進する。 ・認定農業者の更新申請の際、家族経営協定締結への啓発を行う。更新申請案内発送者：197件。	農林水産課
<b>施策の方向 ③女性による起業への支援【女性活躍推進計画】</b>									
No.	女 活	事業名	第4次プラン事業内容	2019年度 事業計画	2019年度 事業実績	2019年度事業の成果と課題	事業 実施	2020年度 事業計画	担当課
73	女 活	商工業等自営業における女性による起業への支援		・女性の起業・創業に必要な知識及び実践的能力を高め、起業諸手続き等の各種情報発信を行い、女性の起業を支援する	・新発田商工会議所と連携し、創業に必要な知識及び実践的能力の習得を目的としたセミナーを実施する。 ・市ホームページを通して、起業諸手続きや各種情報についての情報発信を行う。	【成果・効果内容】 各種支援制度の周知を行った。令和元年度の創業者数7名のうち、5名が女性であり、昨年から増加で推移している。 【課題】 引き続き創業に興味のある方への周知を行う必要がある。	○	・新発田商工会議所と連携し、創業に必要な知識及び実践的能力の習得を目的としたセミナーを実施する。 ・市ホームページを通して、起業諸手続きや各種情報についての情報発信を行う。	商工振興課
				・農産物の6次産業化など、新しいビジネス展開を支援する ・これまで農村女性が地域のなかで育んできた技術や活動の実績を生かすため、起業を志向する女性に支援を行う	・次代を担う農村女性リーダー及び女性農業者の育成のため、農業施設の視察研修ツアーを行い、更なる交流の場と、知識の習得を促す機会とする。 ・これまで農村女性が地域の中で育んできた技術や活動の実績を生かすため、起業を志向する女性に対し支援を行う。	【成果・効果内容】 園芸研究センターでの新たな知識の習得、アドバイザー同士や消費者との交流の場が持てた。 【課題】 若い担い手についても、情報提供を行い参加を促す。	○	・市アドバイザーの会総会において、研修会を行い、アドバイザー同士の交流の場とする。	農林水産課
74	女 活	農業女性グループの起業支援		・農産物の6次産業化など、新しいビジネス展開を支援する ・これまで農村女性が地域のなかで育んできた技術や活動の実績を生かすため、起業を志向する女性に支援を行う	・次代を担う農村女性リーダー及び女性農業者の育成のため、農業施設の視察研修ツアーを行い、更なる交流の場と、知識の習得を促す機会とする。 ・これまで農村女性が地域の中で育んできた技術や活動の実績を生かすため、起業を志向する女性に対し支援を行う。	【成果・効果内容】 園芸研究センターでの新たな知識の習得、アドバイザー同士や消費者との交流の場が持てた。 【課題】 若い担い手についても、情報提供を行い参加を促す。	○	・市アドバイザーの会総会において、研修会を行い、アドバイザー同士の交流の場とする。	農林水産課
<b>基本目標4 男女がともに安心して暮らせるまちづくり</b>									
<b>重点目標(1)生涯を通じた女性の健康支援 ～リプロダクティブ・ヘルス/ライツ～</b>									
<b>施策の方向 ①生涯を通じた男女の健康支援</b>									
No.	女 活	事業名	第4次プラン事業内容	2019年度 事業計画	2019年度 事業実績	2019年度事業の成果と課題	事業 実施	2020年度 事業計画	担当課
75	女 活	男女の健康支援		・男女ともにいきいきとした生活が送れるよう健康増進対策を推進する	「望ましい食習慣の確立・定着」、「運動習慣の定着」、「健康管理の定着」の3つの視点から、子どもの頃からの健全な生活習慣の確立を図り生活習慣病を予防するための事業を実施する。	【成果・効果内容】 来場した市民の健康づくり気運が高まり、個人の主体的な健康づくりに寄与できた。 【課題】 今後も引き続き、限られた予算の範囲で、より高い効果を得られるよう努める必要がある。	○	・子どもの頃からの健全な生活習慣の確立を図り、生活習慣病を予防するため、啓発やイベント等を実施する	健康推進課
76	女 活	スポーツを通じた健康支援		・年齢や性別、心身の障害の有無に関わらず、スポーツを通じた健康づくりを推進する	春RUN漫しばたジョギング大会in加治川桜堤や城下町しばたスポーツフェスタ等を開催、誰もが気軽に参加できる場を提供する	【成果・効果内容】 ジョギング大会では、男女問わず子どもから高齢者まで多くの年代からの参加となった。 スポーツフェスタにおいても、スポーツ協会加盟団体による体験や体力測定など多様なコーナーを設けることにより、幼児から高齢者まで幅広い年代からの参加となった。 【課題】 引き続き、誰もが気軽に参加できる場を提供する。	○	春RUN漫しばたジョギング大会in加治川桜堤や城下町しばたスポーツフェスタ等を開催し、誰もが気軽に参加できる場を提供する。 【中止】春RUN漫しばたジョギング大会in加治川桜堤 4/12(日)※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため。	スポーツ推進課

「第4次しばた男女共同参画推進プラン」2020実施計画調査票

○:事業実施 △:一部実施 ×:未実施 ■:廃止

No.	女 活	事業名	第4次プラン事業内容	2019年度 事業計画	2019年度 事業実績	2019年度事業の成果と課題	事業 実施	2020年度 事業計画	担当課
<b>施策の方向 ②乳がん、子宮頸がん検診等の受診啓発</b>									
No.	女 活	事業名	第4次プラン事業内容	2019年度 事業計画	2019年度 事業実績	2019年度事業の成果と課題	事業 実施	2020年度 事業計画	担当課
77		検診受診率の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>自主的に健康づくりのため健（検）診を受けるよう、広報誌やパンフレット等での啓発を行う</li> <li>がん検診推進事業の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自主的に健康づくりのため健（検）診を受けるよう、広報誌やパンフレット等での啓発を行う。</li> <li>申込者及び対象年齢である未申込者への案内通知のほか、新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業等を活用するとともに、無料対象者に検診の重要性、必要性を周知し実施する。</li> </ul>	<p>【健康推進課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>19歳以上の健（検）診の対象者について、広報誌やパンフレット等で啓発を実施した。</li> <li>未申込者、未受診者に対しコール・リコールを実施し検診受診の必要性等、健康意識の向上を図った。（受診者数 乳がん検診3,285人、子宮頸がん検診2,403人）</li> <li>受診率 乳がん検診 19.3% 子宮頸がん 14.1%</li> </ul>	<p>【成果・効果内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>乳がん、子宮頸がんの早期発見、早期治療及び予防のため、受診への助成事業及び啓発活動を行った。</li> </ul> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>今後も引き続き、受診無料対象者への周知を行うとともに、乳がん、子宮頸がん全体の受診率向上を図る必要がある。</li> </ul>	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>自主的に健康づくりのため健（検）診を受けるよう、広報誌やパンフレット等での啓発を行う。</li> <li>申込者及び対象年齢である未申込者への案内通知のほか、新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業等を活用するとともに、無料対象者に検診の重要性、必要性を周知し実施する。</li> </ul>	健康推進課 保険年金課
<b>施策の方向 ③妊娠、出産等に関する健康支援</b>									
No.	女 活	事業名	第4次プラン事業内容	2019年度 事業計画	2019年度 事業実績	2019年度事業の成果と課題	事業 実施	2020年度 事業計画	担当課
78		妊娠、出産等に関する助成事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>妊婦一般健診、血液検査、超音波検査等の受診券交付による助成</li> <li>不妊治療費の一部を助成する</li> <li>妊娠期間中の医療費の自己負担分の一部を助成する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>不妊治療費について、医師が認める不妊治療費の一部について助成する。</li> <li>母子健康手帳交付時に妊婦一般健診、血液検査、超音波検査等の受診券を交付し助成する。</li> <li>第3子以降出産費について、出産育児一時金を控除した額について助成を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>不妊治療費・第3子以降の出産費の一部を助成。また妊婦一般健診、血液検査、超音波検査等受診券を交付して助成の実施。（件数；不妊治療 63件 第3子出産費97件 妊婦一般健診等 7183件）</li> </ul>	<p>【成果・効果内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>不妊治療費、第3子以降の出産費の一部助成、妊婦一般健診等の助成が行えた。</li> </ul> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>今後も周知をしていく必要がある。</li> </ul>	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>不妊治療費について、医師が認める不妊治療費の一部について助成する。</li> <li>母子健康手帳交付時に妊婦一般健診、血液検査、超音波検査等の受診券を交付し助成する。</li> <li>第3子以降出産費について、出産育児一時金を控除した額について助成を行う。</li> </ul>	健康推進課
				<ul style="list-style-type: none"> <li>妊娠期間中の医療費の自己負担分の一部助成をする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請1人（助成件数0件）</li> </ul>	<p>【成果・効果内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>妊娠期間中の医療費の自己負担分の一部を助成する妊産婦医療費助成事業を継続した。</li> </ul> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>非課税世帯を対象としているため申請件数は少ないが、安心して妊娠・出産できる環境づくりに必要な事業として今後も継続していきたい。</li> </ul>	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>妊娠期間中の医療費の自己負担分の一部助成をする妊産婦医療費助成事業を継続する。</li> </ul>	こども課
<b>重点目標(2)女性や子どもに対するあらゆる暴力の根絶</b>									
<b>施策の方向 ①ドメスティック・バイオレンス(配偶者等からの暴力)、セクシュアル・ハラスメント(性的嫌がらせ)等の相談窓口の強化と意識啓発</b>									
No.	女 活	事業名	第4次プラン事業内容	2019年度 事業計画	2019年度 事業実績	2019年度事業の成果と課題	事業 実施	2020年度 事業計画	担当課
79		相談窓口の充実、強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関と連携を図り、DV等の相談に応じるとともにDV相談カードを庁舎はじめ公共施設などに配置し、相談場所等について周知をする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関と連携を図り、DV等の相談に応じるとともに、必要に応じて関係機関への移送、生活支援の相談を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>DV等相談者の状況に応じて、こども課や健康推進課等と連携して対応した他、緊急性のあるケースは警察署や一時保護施設等適切な機関に繋ぎ、相談者の支援を行った。（相談件数34件）</li> </ul>	<p>【成果・効果内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関と連携を図り、相談者一人ひとりに寄り添った対応をすることができた。</li> </ul> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>相談窓口として認知が不足している。</li> </ul>	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、関係機関と連携を図り、DV等の相談に応じる。気軽に相談できるよう市民への周知を徹底する。</li> </ul>	社会福祉課
				<ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関と連携を図り、DV等の相談に応じるための準備を行い、DV相談カードを庁舎はじめ公共施設などに配置し、相談場所等について周知をする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関と連携を図り、DV等の相談に応じるための準備を行い、DV相談カードを庁舎はじめ公共施設などに配置し、相談場所等について周知をする</li> </ul>	<p>【成果・効果内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公共施設などにDV相談カードを配置し、相談場所等について周知を図ることができた。</li> </ul> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>今後も引き続き、相談場所等の周知を行う。</li> </ul>	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関と連携を図り、DV等の相談に応じるための準備を行い、DV相談カードを庁舎はじめ公共施設などに配置し、相談場所等について周知をする</li> </ul>	人権啓発課
80		広報、啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>女性の人権週間、暴力をなくす運動やセクシュアル・ハラスメント相談窓口などのポスター掲示や市のホームページに掲載し、啓発を行う</li> <li>若者層向けにデートDV予防教育や啓発を行う</li> <li>加害者更生に関する国等の調査研究の情報について、情報収集と情報提供を行う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画週間に合わせて、弁護士による女性のための法律相談や、「女性の人権ホットライン」強化週間について、「広報しばた」に記載する。</li> <li>男女共生市民講座において、相談体制等について啓発を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>広報しばた掲載 6月15日号「弁護士による女性のための無料法律相談」</li> <li>ポスター掲示 女性に対する暴力をなくす運動について11月12日から25日</li> <li>新潟県男女平等推進室相談カレンダー設置 主要施設 12か所</li> <li>市内6高校新1年生に、デートDVが掲載されたリーフレットを配布した。</li> </ul>	<p>【成果・効果内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画週間に合わせて、女性のための無料相談会について「広報しばた」に記載し、啓発を行った。また、新潟県男女平等推進室相談室の周知を行った。</li> </ul> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>相談窓口等のさらなる周知を行う</li> </ul>	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画週間に合わせて、弁護士による女性のための法律相談や、「女性の人権ホットライン」強化週間について、「広報しばた」に記載する。</li> <li>男女共生市民講座において、相談体制等について啓発を行う。</li> </ul>	人権啓発課
<b>施策の方向 ②強制わいせつなど性犯罪及びインターネット等における過度の性的表現の防止策の徹底</b>									
No.	女 活	事業名	第4次プラン事業内容	2019年度 事業計画	2019年度 事業実績	2019年度事業の成果と課題	事業 実施	2020年度 事業計画	担当課
81		パトロールの強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係課が連携し、青少年健全育成協議会等で行う街頭パトロールの体制を強化する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関、地区育成協議会、補導委員等と連携し、街頭パトロールを実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内巡回回数134回 指導総数587件</li> </ul>	<p>【成果・効果内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>青少年の非行防止に対する草の根活動が定着し、「声かけ」を中心とした活動となった。</li> </ul> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>補導委員の高齢化及び人員確保、補導活動の在り方の検討</li> </ul>	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関、地区育成協議会、補導委員等と連携し、街頭パトロールを実施する。</li> </ul>	青少年健全育成センター
82		学校への指導・啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>各学校で機会を設け、性犯罪の実態把握や、防止策として護身術などの学習を行う</li> <li>メディアリテラシー教育（情報を評価・識別する）を推進する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全小中学校でCAPプログラムを取り入れ、いじめや不審者などから身を守る方策を具体的に学ぶ。</li> <li>ネットトラブルに関する学習を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全小学校と中学校9校でCAPプログラムを実施した。</li> <li>各学校において、ネットトラブルに関する児童生徒及び保護者向けの学習会を実施した。</li> </ul>	<p>【成果・効果内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>CAPプログラムに参加した児童生徒や保護者からは、いじめや不審者への具体的な対応策を学ぶことができ有意義だったとの意見が多く寄せられた。</li> </ul> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>CAPプログラムに参加する保護者を増やす工夫が必要である。ネットトラブルの学習は各校で行っているが、依然として問題が起きており一層の指導や啓発が必要である。</li> </ul>	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>全小中学校でCAPプログラムを取り入れ、いじめや不審者などから身を守る方策を具体的に学ぶ。</li> <li>各学校において、メディアリテラシー教育を推進し、ネットトラブルに関する学習を深める。</li> </ul>	学校教育課

「第4次しばた男女共同参画推進プラン」2020実施計画調査票

○:事業実施 △:一部実施 ×:未実施 ■:廃止

No.	女 活	事業名	第4次プラン事業内容	2019年度 事業計画	2019年度 事業実績	2019年度事業の成果と課題	事業 実施	2020年度 事業計画	担当課
<b>施策の方向 ③児童虐待防止策の推進</b>									
83		児童虐待への対応	・新発田市要保護児童対策地域協議会において、関係機関等との更なる連携強化を図り、児童虐待等要保護児童や特定妊婦に関する情報の共有や適切な支援のための協議を行う ・児童虐待への関心を高め、早期発見、早期対応へつながるための支援を行う	・児童虐待の未然防止、早期発見、早期支援に向け、要保護児童対策地域協議会を活用し、関係機関と連携しながら、適切な支援を行う。	・虐待を受けている児童をはじめとする要支援児童等の適切な保護や支援を行うため、要保護児童対策地域協議会において各種会議を開催した。 代表者会議 1回、実務者会議 4回 個別ケース検討会議開催数 95回 ・虐待対応力向上のため、関係機関向け研修会を開催。ホームページやメール等を活用した児童虐待について啓発活動を行った。	【成果・効果内容】 要保護児童対策地域協議会を活用し、支援対象児童等の情報共有を行い、関係機関と連携し、支援にあたった。 【課題】 ケースの課題が複雑化している。関係機関との連携を密に、迅速・適切な支援にあたり、児童虐待の未然防止、早期発見、早期支援に努める必要がある。	○	・児童虐待の未然防止、早期発見、早期支援に向け、要保護児童対策地域協議会を活用し、関係機関と連携しながら、適切な支援を行う。	こども課
84		育児相談の実施	・育児相談、育児教室、児童家庭相談、こども発達相談など各種相談事業を行い、虐待等の早期発見や予防に努める	・子どもの養育に関する電話や家庭訪問等による相談及び指導を行う。	育児相談、育児教室、電話相談、かかりつけ保健師による訪問など各種事業を行い、虐待等の早期発見や予防に努めた。(各種育児教室474人、育児相談1361件、電話相談561件、訪問1955件)	【成果・効果内容】 相談・教室において多くの保護者に面談することにより、育児不安への対応、虐待等の早期発見、関係機関との連携、予防への支援が行えた。 【課題】 在宅にこもり、支援にたどり着けない保護者支援については今後も検討が必要。	○	・切れ目ない支援が行えるよう、子どもの養育に関する電話や家庭訪問等による相談及び指導を行う。	健康推進課
				・子どもの養育に関する相談及び指導を行う。	・子育てに不安を持つ保護者が安心して子育てができるよう、養育に関する相談や必要な指導を行った。 児童家庭相談案件数 389件	【成果・効果内容】 子育てに不安を抱える保護者からの相談に応じ、必要に応じ関係機関へ繋げた。 【課題】 児童虐待の未然防止、早期発見、早期支援のため、関係機関と連携し支援にあたる必要がある。	○	・子どもの養育に関する相談及び指導を行う。	こども課
85		教育相談の実施	・子ども教育相談を行い、家庭での問題等に対し適切なアドバイスを行う	・教育相談ならびに就学相談を行い、保護者の養育に関わる相談支援を行う ・市要保護児童対策地域協議会に参画し、対象児童生徒に関わる相談支援を行う	・子ども教育相談を行い、家庭での問題等に対し適切なアドバイスを行った。 (児童虐待を主訴とするもの1件、家庭環境を主訴とするもの67件)	【成果・効果内容】 教育相談ならびに就学相談を行い、発達検査や在籍校との連携により適切なこども理解を図り、養育に悩む保護者への助言を行った 【課題】 児童虐待を主訴とする相談は少ないが、実際の虐待件数は増加傾向にあり、学校の対応等について一層の研修が必要である。	○	・教育相談ならびに就学相談を行い、保護者の養育に関わる相談支援を行う ・市要保護児童対策地域協議会に参画し、対象児童生徒に関わる相談支援を行う	学校教育課

**重点目標(3)貧困等により困難を抱えた男女が安心して暮らせる環境の整備**

**施策の方向 ①生活困窮者への自立促進支援【女性活躍推進計画】**

No.	女 活	事業名	第4次プラン事業内容	2019年度 事業計画	2019年度 事業実績	2019年度事業の成果と課題	事業 実施	2020年度 事業計画	担当課
86	女 活	生活困窮者への自立促進支援	・生活困窮者の相談支援を行う ・相談窓口の措置	・市窓口や地域に出向いて、相談支援を実施する。 ・関係課や関係機関への事業周知や協力依頼により、潜在的な生活困窮者を支援につなげる。	・社会福祉課生活支援係で生活困窮に関する相談支援を実施。令和元年度は延べ226人からの相談を受けた。 ・相談者の課題に応じた個別の支援プランを58件作成し、自立に向けた支援を行った。	【成果・効果内容】 関係機関と連携して、生活困窮者を発見、課題の解決に取り組むことができた。 【課題】 ひきこもり等長期未就労者を支援につなげる必要がある。	○	・市窓口や地域に出向いて、相談支援を実施する。 ・関係課や関係機関への事業周知や協力依頼により、潜在的な生活困窮者を支援につなげる	社会福祉課

**施策の方向 ②ひとり親家庭等への支援の充実【女性活躍推進計画】**

No.	女 活	事業名	第4次プラン事業内容	2019年度 事業計画	2019年度 事業実績	2019年度事業の成果と課題	事業 実施	2020年度 事業計画	担当課
87	女 活	ひとり親家庭の支援のための総合窓口の設置	・ひとり親家庭の支援に向けての総合窓口の設置	・ひとり親家庭が生活していく中でおこる経済的な負担や、不安などを少しでも軽減するために、ひとり親家庭の方が利用できる相談機関や制度などを紹介するパンフレットを窓口等で配布すると共に、ホームページ上でも閲覧できるようにする。	・ひとり親家庭が生活していく中でおこる経済的な負担や不安などを少しでも軽減するために、ひとり親家庭の方が利用できる相談機関や制度などを紹介するパンフレットを窓口等で配布し、ホームページ上でも閲覧できるようにした。	【成果・効果内容】 パンフレットを元に相談に応じる機会が増え、ひとり親家庭の不安や悩みを直接聞き取ることができた。 【課題】 現状の制度ではひとり親のニーズに合致していない部分もあり、今後の課題である。	○	パンフレットの随時更新と、ひとり親家庭の不安や悩みを解消できるよう、一人ひとりに寄り添った対応をこころがける。	社会福祉課
88	女 活	児童扶養手当の支給	・ひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図る	・ひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として、児童扶養手当を支給する。	・ひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として、児童扶養手当を支給した。事業費実績401,786千円	【成果・効果内容】 手当を支給することで、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援することができた。 【課題】 国の制度であるため、適正な執行が求められる。	○	ひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として、今年度も適正に手当を支給する。	社会福祉課
89	女 活	ひとり親家庭等の医療費の助成	・ひとり親家庭等の保健の向上と福祉の増進を図るため、扶養者と児童の医療費の本人負担の一部を助成する	・ひとり親家庭等の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とし、扶養者と児童の医療費の本人負担の一部を助成する。	・ひとり親家庭等の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とし、扶養者と児童の医療費の本人負担の一部を助成した。事業費実績47,315千円	【成果・効果内容】 扶養者と児童の医療費の本人負担の一部を助成することで、ひとり親家庭等の保健の向上と福祉の増進を図ることができた。 【課題】 県の制度であるため、適正な執行が求められる。	○	ひとり親家庭等の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的に、今年度も扶養者と児童の医療費の本人負担の一部助成を今年度も適正に執行する。	社会福祉課
90	女 活	高等職業訓練促進給付金制度	・ひとり親家庭等の扶養者が就業に結びつきやすい資格取得のための修業を支援し、経済的自立の促進を図る	・ひとり親家庭等の扶養者が就業に結びつきやすい資格取得のための修業の支援を目的とし、訓練促進給付金及び修了支援給付金を支給する。	・ひとり親家庭等の扶養者が就業に結びつきやすい資格取得のための修業の支援を目的とし、訓練促進給付金を支給した。支援実績5名	【成果・効果内容】 訓練促進給付金を支給することで、ひとり親家庭等の扶養者が就業に結びつきやすい資格取得のための修業の支援を行うことができた。 【課題】 国の制度であるため、適正な執行が求められる。	○	ひとり親家庭等の扶養者が就業に結びつきやすい資格取得のための修業の支援を目的とし、今年度も訓練促進給付金及び修了支援給付金を支給する。	社会福祉課
91	女 活	自立支援教育訓練給付金制度	・ひとり親家庭等の扶養者の主体的な能力開発の取組を支援し、自立の促進を図る	・ひとり親家庭等の扶養者の主体的な能力開発の取組の支援を目的とし、教育訓練講座の受講費の一部を助成する。	・ひとり親家庭等の扶養者の主体的な能力開発の取組の支援を目的とし、教育訓練講座の受講費の一部を助成した。支援実績2名	【成果・効果内容】 教育訓練講座の受講費の一部を助成することで、ひとり親家庭等の扶養者の主体的な能力開発の取組を支援することができた。 【課題】 国の制度であるため、適正な執行が求められる。	○	ひとり親家庭等の扶養者の主体的な能力開発の取組の支援を目的とし、今年度も教育訓練講座の受講費の一部を助成する。	社会福祉課

「第4次しばた男女共同参画推進プラン」2020実施計画調査票

○:事業実施 △:一部実施 ×:未実施 ■:廃止

No.	女 活	事業名	第4次プラン事業内容	2019年度 事業計画	2019年度 事業実績	2019年度事業の成果と課題	事業 実施	2020年度 事業計画	担当課
<b>重点目標(4)性を理解・尊重するための啓発活動の推進</b> <b>施策の方向 ①性に関する正しい認識と理解についての啓発活動</b>									
No.	女 活	事業名	第4次プラン事業内容	2019年度 事業計画	2019年度 事業実績	2019年度事業の成果と課題	事業 実施	2020年度 事業計画	担当課
92		広報、啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新発田地区助産師会等の関係機関と連携し、性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）についての情報提供や意識啓発を行う</li> <li>・児童生徒に対するがんや性感染症予防に関する教育を実施するため、教材の貸出を行う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報しばたや市ホームページ等で、性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）についての情報提供や意識啓発を行う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新発田地区助産師会と協力し、男女共生市民講座を開催した</li> <li>・「いのちの授業～自分を大切にできる大人になろう～」12/7（土）参加者36人</li> </ul>	<b>【成果・効果内容】</b> 自分に関心を持ち、さらに自分を大切に思えるよう「性」について学ぶことができた。 <b>【課題】</b> 引き続き、新発田地区助産師会と協力し、性と生殖に関する意識を啓発する事業を実施する。	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報しばたや市ホームページ等で、性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）についての情報提供や意識啓発を行う</li> </ul>	人権啓発課
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒に対するがんや性感染症予防に関する教育を実施するため、教材の貸出を行う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>命や自分の体を大切にしている教育等に使用する教材（赤ちゃん人形等）の貸出を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校教育の場にて教材（赤ちゃん人形等）の貸し出しを行う。</li> <li>（延べ回数；妊婦体験セット1回 布製胎児セット1回 赤ちゃん人形2回（4体））</li> </ul>	<b>【成果・効果内容】</b> 命や体を大切にしている授業等に貸し出しを行い、啓発を行った。 <b>【課題】</b> 借用件数を伸ばす必要がある。	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・命や自分の体を大切にしている教育等に使用する教材（赤ちゃん人形等）の貸出を行う。</li> </ul>	健康推進課
93		学習指導要領に基づく性に関する教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・体育科・保健体育科を中心に、小・中学校で性に関する指導を継続的に行い、心身の発育・発達と健康、中絶や性感染症等の予防などに関する正しい知識を確実に身につけさせる</li> <li>・特別活動等で生命の尊重や自己及び他者の個性を尊重するとともに、思いやりや望ましい人間関係の構築と関連づけて指導する</li> <li>・自己管理能力や自分らしい生き方の確立を目指し、集団指導と個人指導との関連を図りながら指導を進める。必要な場合は健康相談等につなげる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小・中学校の保健体育の学習の時間を中心に、今後も性に関する指導を行い、特に中学校では、性感染症や中絶に対する正しい知識について指導を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全小・中学校の保健体育の学習の時間を中心に、性に関する指導を計画的に行った。特に中学校では、性感染症や中絶に対する正しい知識について指導を行った。</li> </ul>	<b>【成果・効果内容】</b> 各小・中学校では指導計画に基づき、児童生徒の実態に応じて確実に指導することができた。特に中学校では、メディアや雑誌等の情報に惑わされず、自分で正しい判断ができるように、保健師等を講師に招聘するなど、具体的な事例に基づいて指導し、生徒の意識を高めることができた。 <b>【課題】</b> SNSなど、新たな子どもを取り巻く環境について、教師が把握していく必要がある。	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小・中学校の保健体育の学習の時間を中心に、今後も性に関する指導を行い、特に中学校では、性感染症や中絶に対する正しい知識について指導を行う。</li> </ul>	学校教育課
94		保護者会等での学習	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学校で小・中学生を持つ保護者を対象に学習の機会をもつ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒・保護者の実態に応じて、PTA主催の講演会や児童生徒の学習の場に保護者が同席する形でネットを介した性に関するトラブルの学習の機会を引き続き設ける。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・PTA対象の講演会や児童生徒の学習の場に保護者が同席する形でネットトラブルや性に関するトラブルについて話を聞く機会を多くの小中学校で設定し実施した。</li> </ul>	<b>【成果・効果内容】</b> PTA行事や中学校の入学説明会等で、警察署の方等を講師に招聘し、具体的な事例（出会い系サイトによる性被害も含む）に基づいて、被害の実態及び被害から子どもを守る対処法について、学習することができた。具体的な事例から、保護者の意識も高まっている。 <b>【課題】</b> SNSなど、新たな子どもを取り巻く環境について、大人が把握していく必要がある。	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒・保護者の実態に応じて、PTA主催の講演会や児童生徒の学習の場に保護者が同席する形でネットを介した性に関するトラブルの学習の機会を引き続き設ける。</li> </ul>	学校教育課